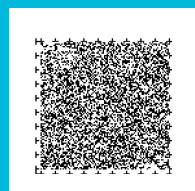


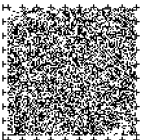
第5次大東市障害者長期計画

障害の有無にかかわらず、だれもが自らの選択に基づき、
互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らす社会をめざして

令和8（2026）年3月
大東市

この音声コードを
スマホアプリ
Uni-Voiceで読み
取ると音声情報で
確認できます。





ごあいさつ



大東市では、「障害者基本法」の基本理念に基づき、「障害の有無にかかわらず一人ひとりの人格と個性を尊重し、すべての人が共に支えあい共に生きる社会」の実現に向けて、障害者施策全般の取組の方向性を定めるため、平成28年3月に「第4次大東市障害者長期計画」を策定し、諸施策を進めてまいりましたが、このたび計画期間の最終年であることから、第5次計画を策定いたしました。

この間、国においては「障害者差別解消法」の施行や、医療的ケア児への支援強化、障害のある人の情報アクセシビリティの推進など、障害のある人を取り巻く環境や制度は大きく変化し、より一層、共生社会の実現に向けた取組が求められています。

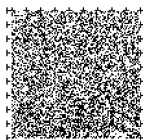
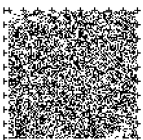
本計画では、「障害の有無にかかわらず、だれもが自らの選択に基づき、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らす社会」をめざし、これまでの取組の検証に加え、市民の皆様をはじめ、障害のある人やご家族、関係団体や事業所の皆様へのアンケート調査を通して多くの方々からの貴重なご意見を頂戴いたしました。

本市といたしましては、これらを踏まえまして、障害のある人が地域で安心して暮らし、社会参加ができる環境を整備するため多岐にわたる施策を総合的かつ計画的に推進してまいりますので、皆様にはより一層のご理解とご協力を申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心な議論を重ねていただきました「大東市障害者長期計画作成市民会議」の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様、ならびに関係各位に心から厚く御礼申し上げます。

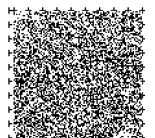
令和8（2026）年3月

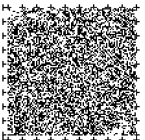
大東市長 逢坂 伸子

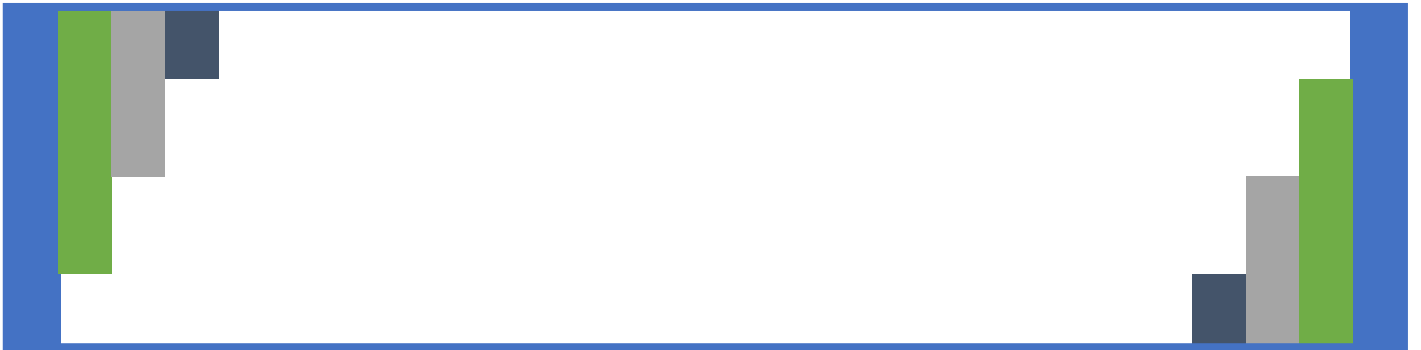


目次

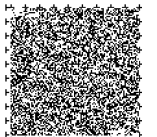
第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の対象	7
3. 計画の位置づけ	7
4. 計画の期間	8
5. 計画の策定体制	9
第2章 障害のある人を取り巻く 現状と課題	10
1. 大東市における障害のある人の状況	12
2. アンケート調査・ヒアリング結果（抜粋）	20
3. これまでの取組と課題	39
4. 重点課題の設定	49
第3章 基本的な考え方	51
1. 基本理念	52
2. 基本視点	53
3. 基本目標	54
第4章 個別施策の展開	56
1. 施策の体系	58
2. 施策の展開	60
第5章 計画の実効的な推進	89
1. 計画の推進体制	91
2. 計画の進行管理	92
資料編	94
1. 計画の策定経過及び策定体制	96
2. 用語の説明	104







第1章 計画の策定にあたって



1. 計画策定の趣旨

(1) 策定の目的

第4次大東市障害者長期計画が令和7（2025）年度末で終了するため、国における制度全般にわたる改革の動きや、これまでの大東市における障害のある人の施策の進捗状況等を踏まえ、今後10年間を見据えて、大東市の総合的な障害者施策の基本理念と基本方向を示し、施策全般にわたってさらなる充実を図っていくことを目的として策定します。

(2) 計画策定の背景と趣旨

①国の動向

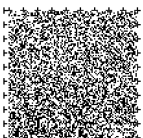
（これまでの取組）

国では、平成5（1993）年に成立した「障害者基本法」に基づき、平成15（2003）年に「障害者基本計画」を策定し、国がめざすべき社会を、障害の有無にかかわらず、国民だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会とすることを掲げ、各分野において取組が進められてきました。

平成23（2011）年の障害者基本法の改正では、障害の「社会モデル」の考え方や「インクルーシブ社会」の概念、「合理的配慮」の規定などが盛り込まれ、平成25（2013）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の制定等を経て、平成26（2014）年に国連の「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）を締結しました。

近年では、令和3（2021）年に障害者差別解消法が改正され、令和6（2024）年から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されています。

令和5（2023）年に、「障害者基本計画」（第5次）が策定され、障害のある人の自立と社会参加の支援等のための施策の一層の推進が図られています。



また、令和6（2024）年12月に、国が策定した「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」は、「これまで障害のある人が受けてきた差別、虐待、隔離、暴力、特別視はあってはならないもの」とし、障害の「社会モデル」の考え方を踏まえ、「我が国は、特定の疾病や障害を有する者に対する優生上の見地からの偏見や差別をはじめ、障害のない人を基準とし障害のある人を劣っているとみなす態度や行動と決別しなければならない」としています。

②大阪府の動向

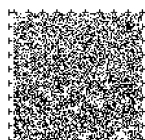
大阪府では、平成28（2016）年4月に、障がい理由とする差別のない、共に生きる大阪の社会をめざす「大阪府障がい者差別解消条例（大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例）」を制定しています。

令和3（2021）年には「全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念とする「第5次大阪府障がい者計画」（計画期間：令和8（2026）年度まで）が、策定され、最重点施策として、①入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進、②障がい者の就労支援の強化、③専門性の高い分野への支援の充実が掲げられています。また、同計画は、令和6（2024）年3月に改定され、第4章が「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づく『大阪計画』として位置づけられました。



■ 国と大阪府の主な動き ■

年	国	大阪府
平成 30 (2018)年	■障害者の文化芸術活動の推進に関する法律施行	
平成 31 令和元 (2019)年	■障害者雇用促進法改正 ■読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）施行	
令和 2 (2020)年	■改正障害者雇用促進法施行 ■改正バリアフリー法一部施行 ※心のバリアフリー推進	
令和 3 (2021)年	■改正社会福祉法（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律）施行 ※重層的支援体制整備事業 ■医療的ケア児支援法（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律）施行	●第 5 次大阪府障がい者計画策定 ●大阪府読書バリアフリー計画策定 ●「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」改正
令和 4 (2022)年	■障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律）施行	
令和 5 (2023)年	■障害者基本計画（第 5 次）策定 ■こども家庭庁設置法・こども基本法施行	
令和 6 (2024)年	■改正障害者差別解消法施行 ※合理的配慮の提供義務 ■改正児童福祉法施行 ※子育て世帯に対する包括的な支援体制強化等 ■改正障害者総合支援法施行 ※障害者等の地域生活の支援体制の充実等	
令和 7 (2025)年	■手話に関する施策の推進に関する法律施行 ■高次脳機能障害者支援法成立（令和 8 年 4 月施行）	●「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」改正



③大東市の動向

本市では、障害者施策の基本的な方向と総合的な取組を示す計画として、昭和61（1986）年度から10年間で1次とした「大東市障害者長期計画」を策定し、これまでに第4次まで策定してきました。

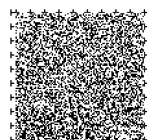
「第4次大東市障害者長期計画」は、平成28（2016）年3月に、平成28（2016）年度から令和7（2025）年度までの10年間で計画期間として、「障害の有無にかかわらず一人ひとりの人格と個性を尊重し、すべての人が共に支えあい共に生きる社会」をめざして策定しました。

平成27（2015）年9月には、「手話は言語である」との認識に基づき、大阪府内初めてとなる「大東市こころふれあう手話言語条例」を制定しました。

平成28（2016）年4月に障害者差別解消法が施行されたことを受けて、本市では同法に基づき、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する大東市職員等対応要領」を施行し、職員による障害を理由とする差別の禁止や合理的配慮の提供などについて定めています。

令和元（2019）年7月に「大東市障害者緊急時居室確保事業実施要綱」を施行し、地域生活支援拠点の整備を開始しました。令和3（2021）年9月には「大東市地域生活支援拠点等の登録に関する要綱」を施行し、地域生活支援拠点の機能の充実を図っています。

また、令和2（2020）年11月には大東市医療的ケア児等支援連絡協議会を設置し、医療的ケア児等に対する支援に関し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の意見交換や情報共有を図る協議を行い、令和5（2023）年2月に移動支援事業に医療的ケア児通学支援を位置づけています。



2. 計画の対象

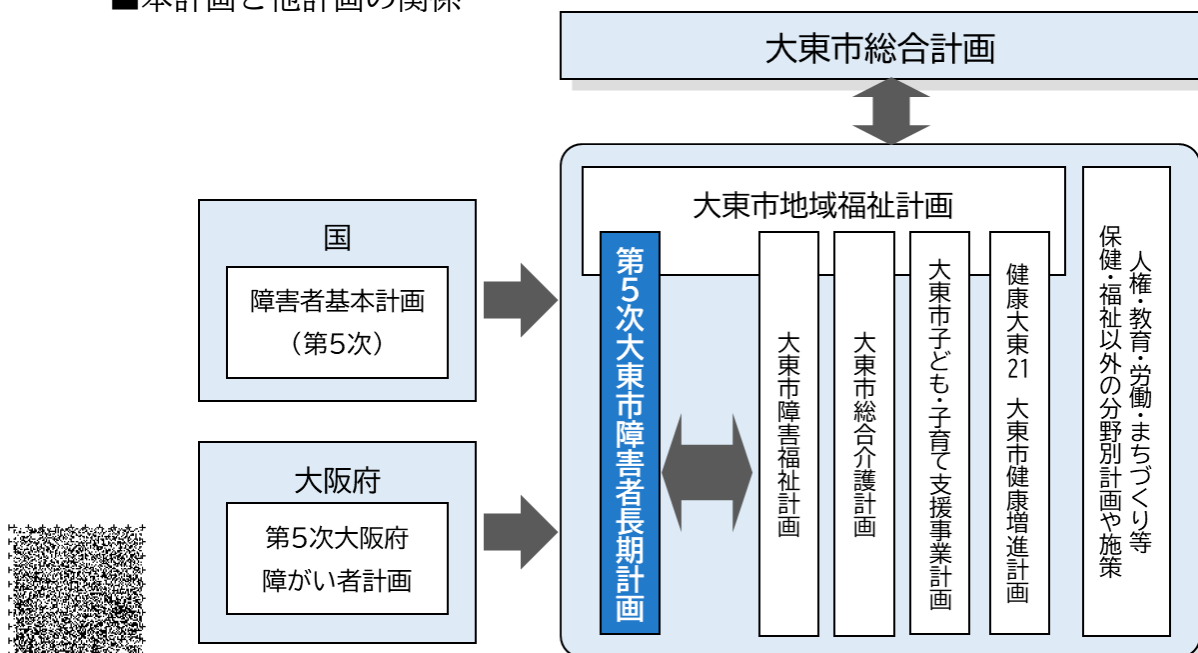
本計画の対象は、障害者基本法第2条の規定に基づく、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

社会的障壁とは、障害者基本法第2条において「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

3. 計画の位置づけ

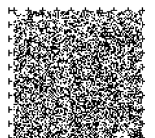
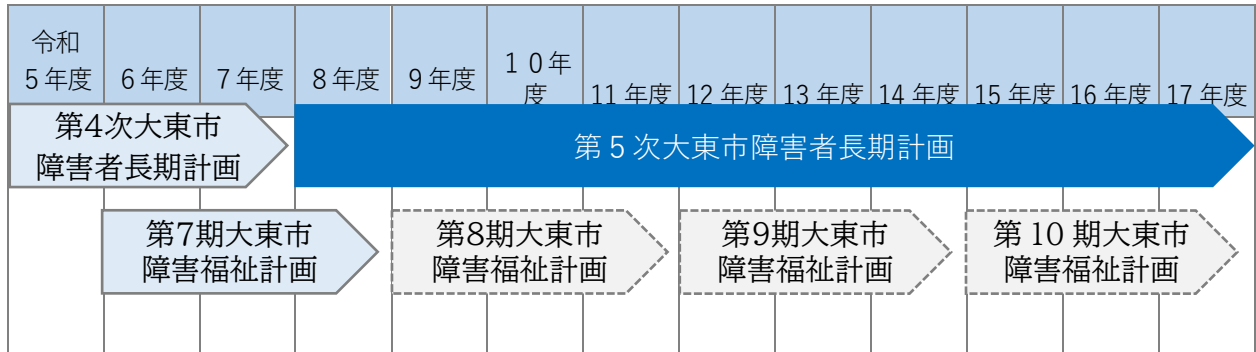
- ① 本計画は、障害者基本法（第11条第3項）に基づく「市町村障害者計画」であり、大東市の障害者施策の基本的な方向と総合的な取組を示す計画です。
- ② 国の「障害者基本計画（第5次）」及び「第5次大阪府障がい者計画」との整合性に留意しています。
- ③ 本計画は、障害者総合支援法に基づく「大東市障害福祉計画」の内容を含みます。
- ④ 本計画は、「大東市総合計画」を上位計画とし、「大東市地域福祉計画」、「大東市総合介護計画」、「大東市子ども・子育て支援事業計画（大東市こども計画）」、「健康大東21 大東市健康増進計画」等の関連計画等との整合性を図ります。

■本計画と他計画の関係



4. 計画の期間

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とします。



5. 計画の策定体制

(1) 大東市障害者長期計画作成市民会議

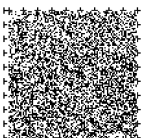
障害者長期計画の策定にあたっては、障害者施策に関わる幅広い関係機関等の意見を聴くとともに、障害のある人やその家族等を含めた当事者の意見を反映させることが不可欠であることから、学識経験者をはじめ障害者（児）団体、障害当事者、サービス提供事業者、公募市民等からなる大東市障害者長期計画作成市民会議を設置し、審議しました。

(2) 大東市障害者長期計画策定委員会

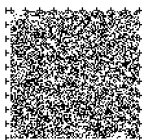
庁内関係各課からなる大東市障害者長期計画策定委員会を設置し、審議しました。

(3) 一般市民・当事者、団体・事業所へのアンケート(一部ヒアリング)調査の実施

障害のある人の生活や医療・福祉・教育等様々な面での現状と課題を把握するため、一般市民・当事者、団体及び事業所に対してアンケート調査及びヒアリング調査（一部）を実施しました。



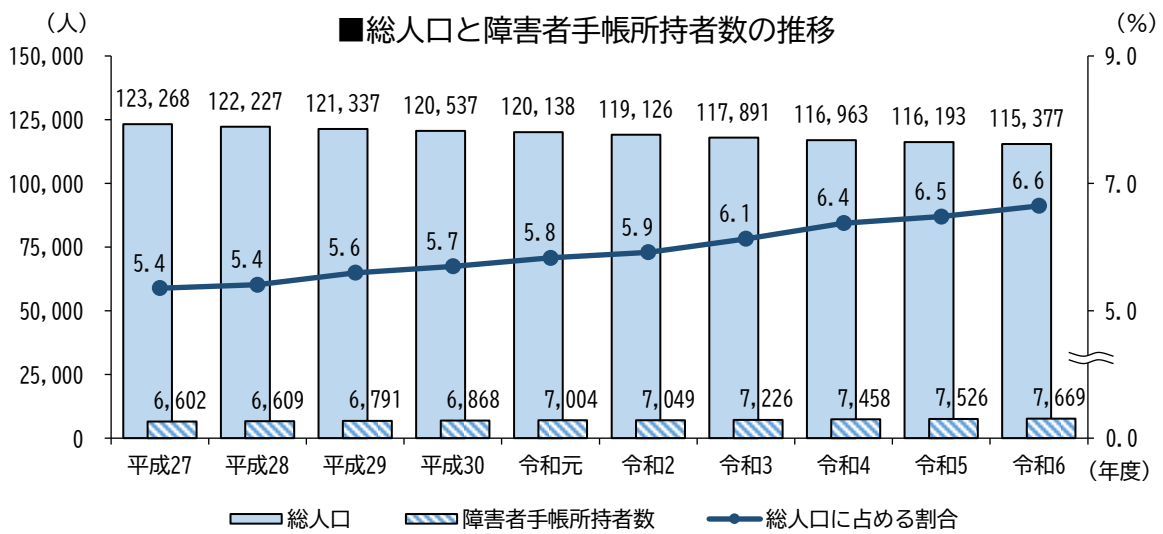
第2章 障害のある人を取り巻く 現状と課題



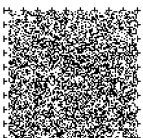
1. 大東市における障害のある人の状況

(1) 総人口と障害者手帳所持者数の推移

本市の総人口の推移をみると、総人口は減少傾向が続いており、令和6（2024）年度で115,377人となっています。一方、障害者手帳の所持者数は増加が続き、令和6（2024）年度で7,669人、総人口に占める割合は6.6%となっています。



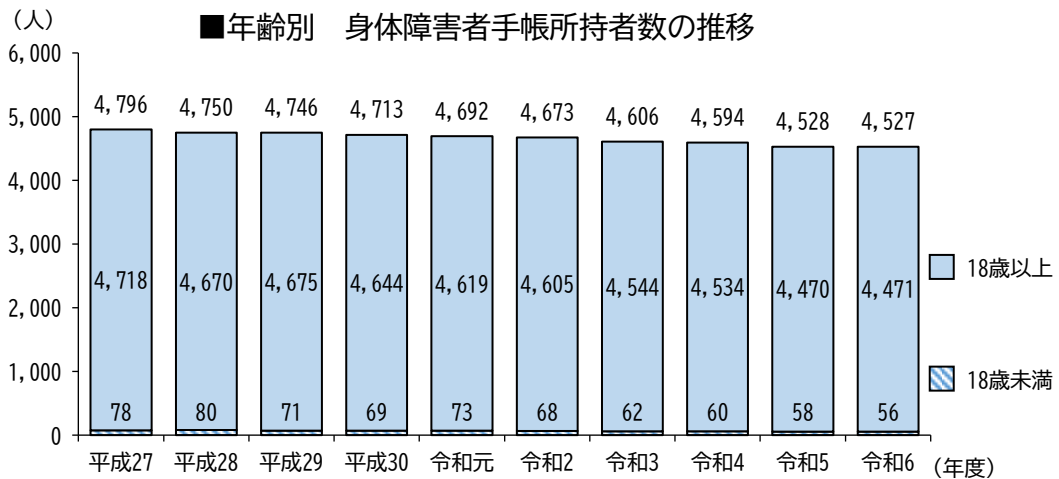
資料：住民基本台帳、障害福祉課調べ（各年度末現在）



(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

①年齢別

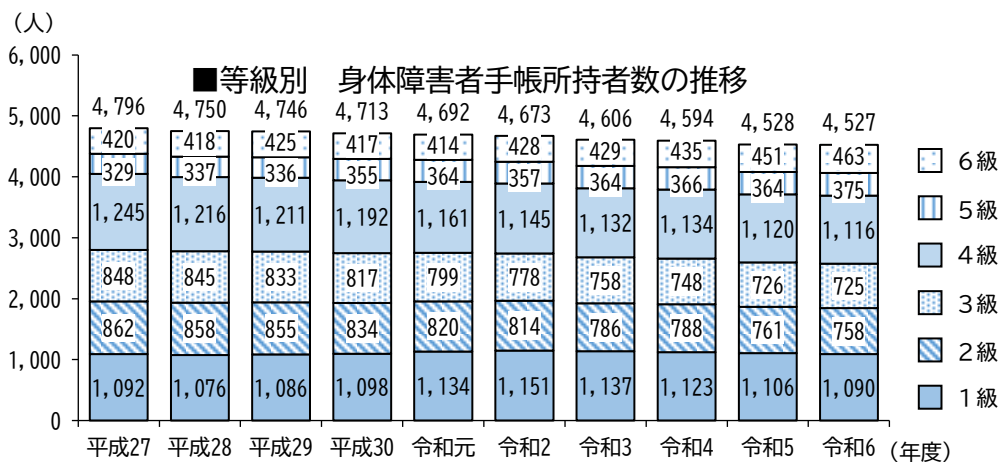
身体障害者手帳所持者数についてみると、手帳所持者数はゆるやかな減少が続
き、令和6（2024）年度には4,527人となっています。年齢別でみると、令和6
（2024）年度は18歳未満が56人、18歳以上が4,471人となっています。



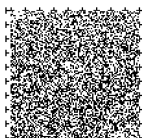
資料：障害福祉課調べ（各年度末現在）

②等級別

手帳の等級別でみると、令和6（2024）年度では、4級と1級がそれぞれ1,000
人以上を占めています。平成27（2015）年度と比較すると、2級～4級の人数は
減少していますが、5級・6級の人数は増加しています。



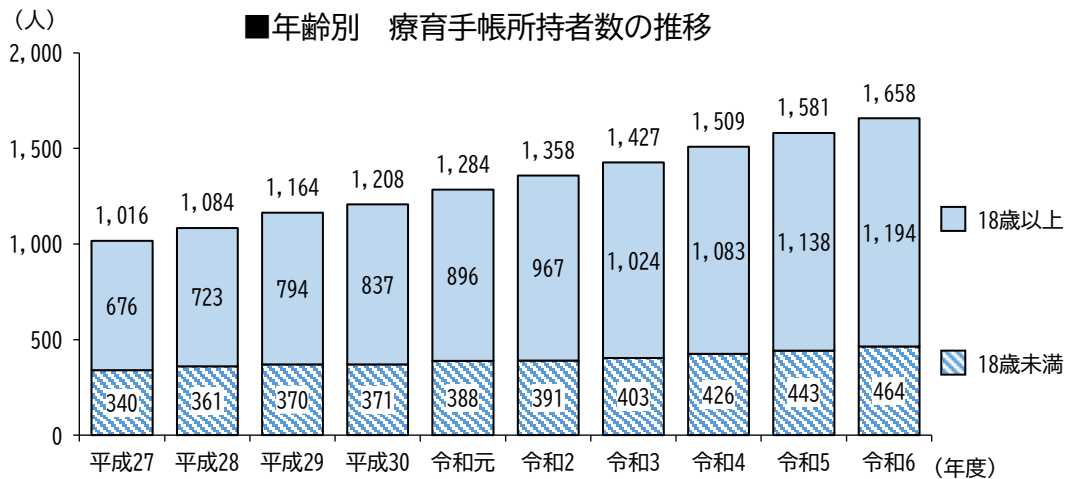
資料：障害福祉課調べ（各年度末現在）



(3) 療育手帳所持者数の推移

①年齢別

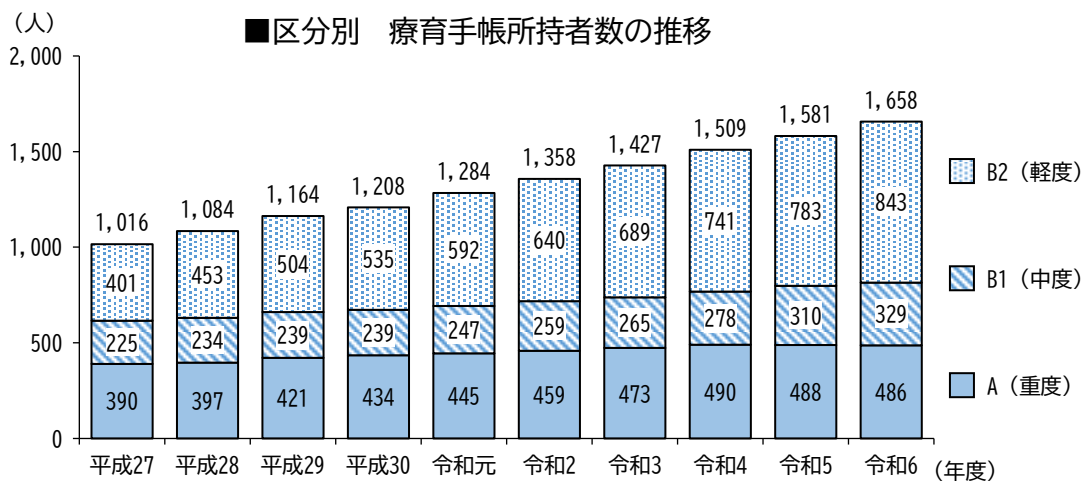
療育手帳所持者数についてみると、増加傾向が続いており、令和6（2024）年度には1,658人となっています。年齢別にみると、18歳未満及び18歳以上ともに増加傾向にあります。18歳以上の伸びが大きくなっています。



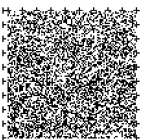
資料：障害福祉課調べ（各年度末現在）

②区分別

手帳の区分別にみると、令和6（2024）年度では、軽度のB2が843人、重度のAが486人となっています。平成27（2015）年度と比較すると、B2の人数が大きく増加しています。



資料：障害福祉課調べ（各年度末現在）

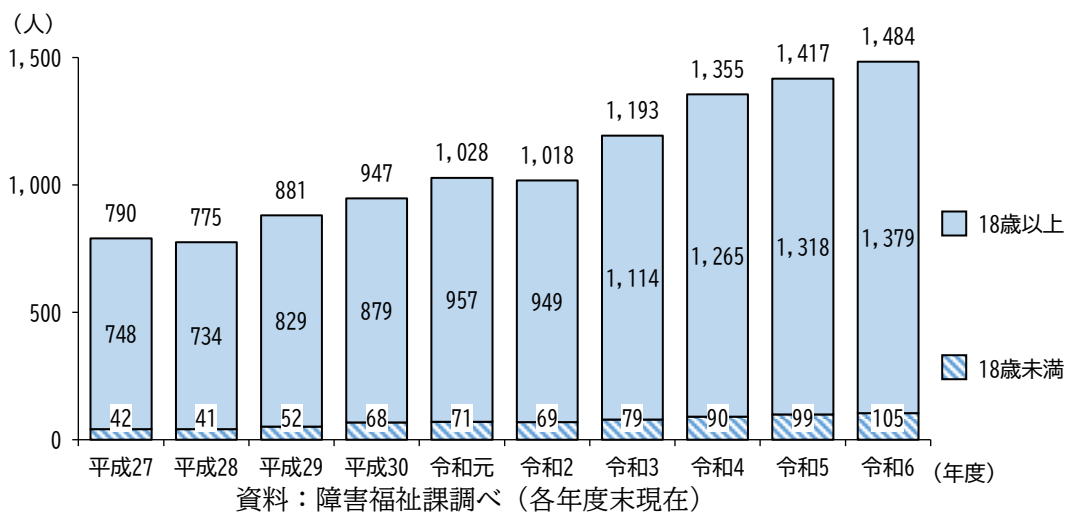


(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

①年齢別

精神障害者保健福祉手帳所持者数についてみると、高い伸びで推移しており、平成27(2015)年度の790人が、令和6(2024)年度には1,484人となっています。年齢別にみると、令和6(2024)年度には18歳未満が105人、18歳以上が1,379人となっています。

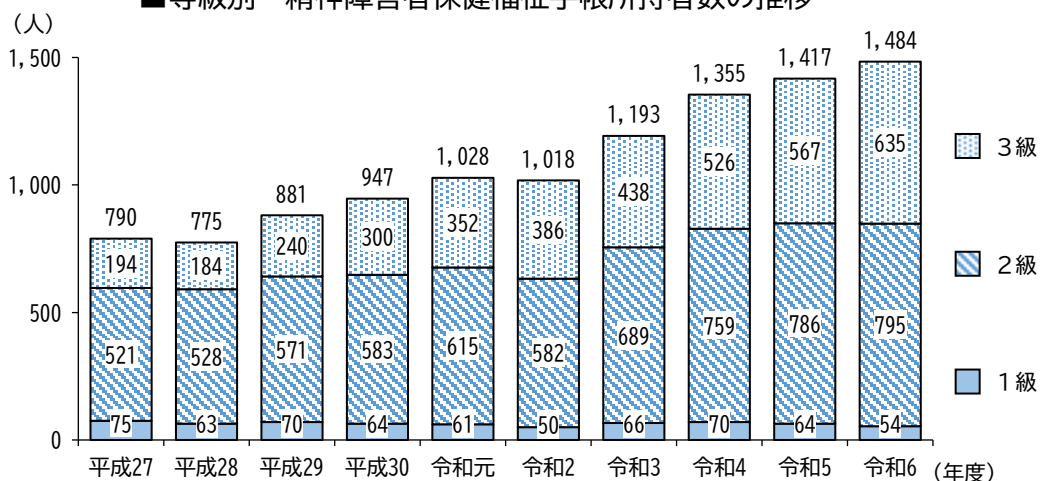
■年齢別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



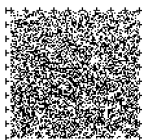
②等級別

手帳の等級別にみると、平成27(2015)年度と比べ、令和6(2024)年度は1級が減少していますが、2級が1.5倍、3級が3倍以上に増加しています。

■等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：障害福祉課調べ（各年度末現在）



(5)障害福祉サービス等利用者の推移(障害者・障害児の実人員)

サービス利用者数は、平成 27 (2015) 年度と比べて、訪問系、日中活動系はほぼ倍増、居住系、相談支援は約 1.5 倍の増加となっており、児童のサービスにあたっては約 2.5 倍の増加となっています。

■サービス利用者数

(単位：人／月)

サービス種類		第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画			第7期
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
訪問系サービス	居宅介護	158	190	206	214	188	221	232	249	312	320
	重度訪問介護	15	14	14	13	12	12	11	10	22	22
	行動援護	1	0	0	1	1	2	2	1	1	2
	同行援護	43	47	48	49	48	41	43	49	64	59
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	217	251	268	277	249	276	288	309	399	403
日中活動系サービス	生活介護	314	325	341	360	369	372	376	388	487	420
	自立訓練	12	21	13	12	18	23	21	20	16	22
	就労移行支援	44	42	45	44	46	54	49	47	54	84
	就労継続支援 (A型)	75	108	119	129	124	138	140	138	172	203
	就労継続支援 (B型)	120	132	128	128	130	150	182	226	258	378
	就労定着支援	-	-	-	8	17	17	19	27	24	35
	療養介護	12	12	12	12	12	11	12	13	13	12
	短期入所	73	84	98	104	105	85	88	101	162	189
	小計	650	724	756	797	821	850	887	960	1186	1343
サービス 居住系	自立生活援助	-	-	-	0	0	1	1	1	0	1
	共同生活援助	118	120	120	127	138	156	186	207	235	251
	施設入所支援	72	74	73	71	67	67	64	65	64	65
	小計	190	194	193	198	205	224	251	273	299	317
相談支援	計画相談支援	193	192	195	227	243	263	284	285	307	295
	地域移行支援	0	0	0	3	1	2	2	2	1	2
	地域定着支援	2	4	5	5	6	5	6	6	6	6
	小計	195	196	200	235	250	270	292	293	314	303
サービス 児童福祉法に基づく	児童発達支援	91	102	86	110	116	129	142	150	180	207
	医療型児童発達支援	15	21	15	16	15	10	11	8	9	0
	放課後等デイサービス	182	222	250	293	329	359	396	435	475	511
	保育所等訪問支援	5	7	9	5	6	11	15	16	21	25
	障害児相談支援	42	38	44	37	64	95	105	117	119	129
	居宅訪問型児童発達支援	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0
	小計	335	390	404	461	530	604	669	726	804	872



2. アンケート調査・ヒアリング結果（抜粋）

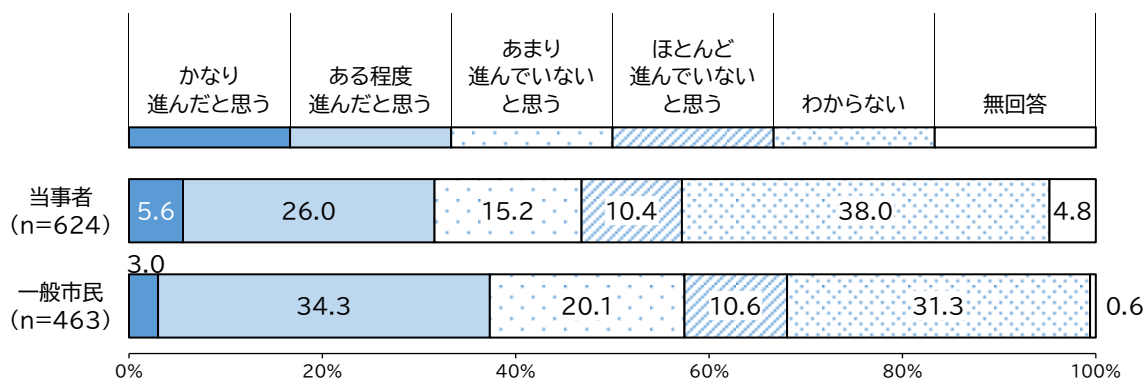
（1）アンケート調査結果（概要）

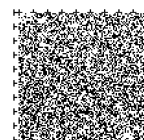
調査の目的	本計画を策定するにあたり、障害のある人（難病の人を含む）や障害のある人のご家族の現在の状況やご意見・ご要望、一般市民の障害福祉に関する考えなどを把握し、計画策定の基礎資料とするために調査を実施しました。			
調査対象	当事者調査：障害手帳所持者及び障害福祉サービス利用者 一般市民調査：18歳以上の市民			
調査期間	令和7（2025）年8月4日～8月22日			
調査方法	郵送による配布、郵送又はWebによる回答			
回答結果		対象者数	有効回答数	有効回答率
	当事者調査	1,500件	624件	41.6%
	一般市民調査	1,500件	463件	30.9%

①障害者理解の進展状況

この10年くらいの障害者理解の進展状況についてみると、「かなり進んだと思う」と「ある程度進んだと思う」の合計は当事者で31.6%、一般市民で37.3%となっており、一般市民のほうが多くなっています。

■障害者理解の進展状況



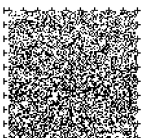
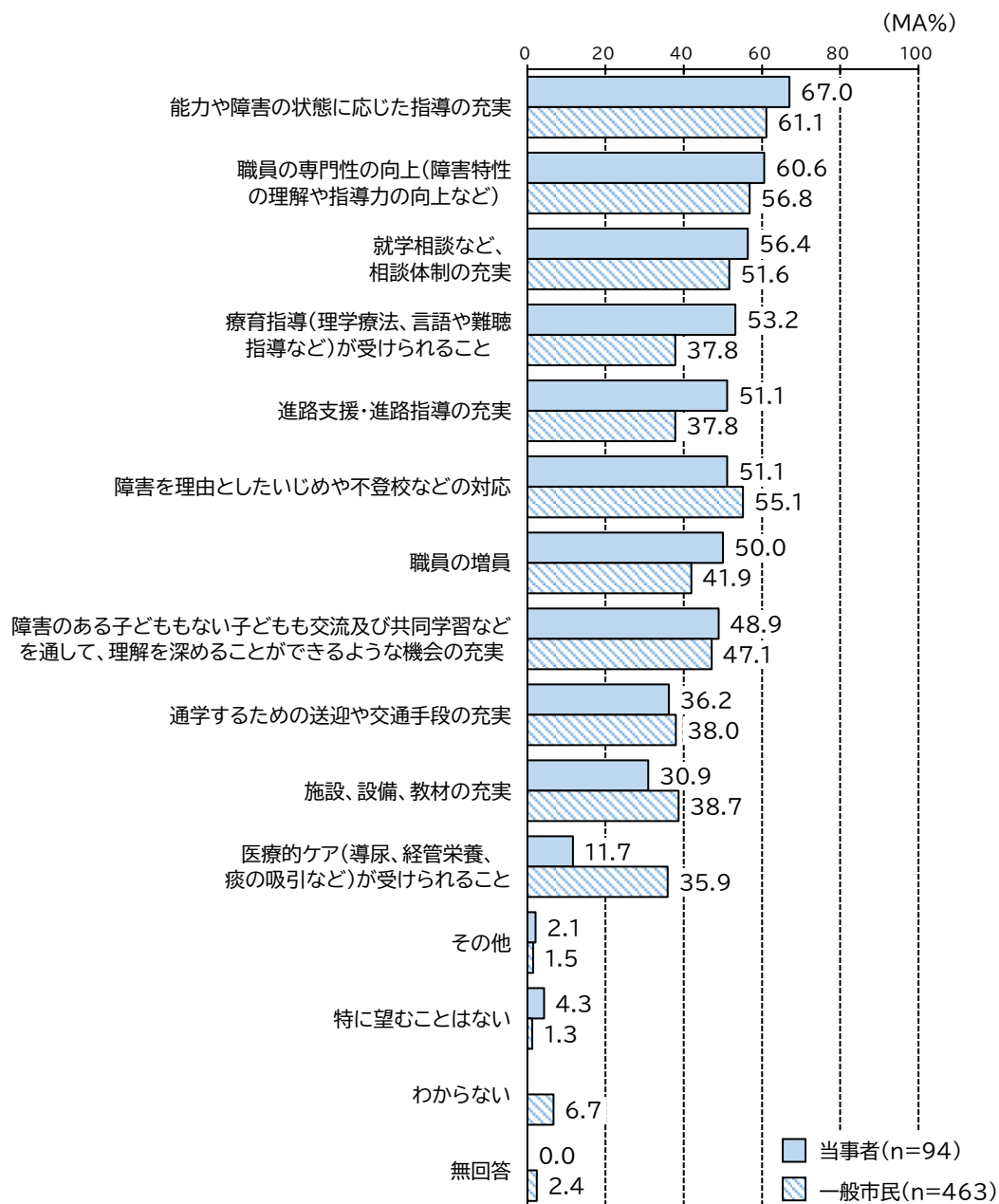


②学びの場に望むこと

学びの場に望むことについてみると、当事者、一般市民ともに「能力や障害の状態に応じた指導の充実」が最も多く、次いで「職員の専門性の向上（障害特性の理解や指導力の向上など）」の順番となっています。

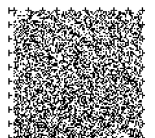
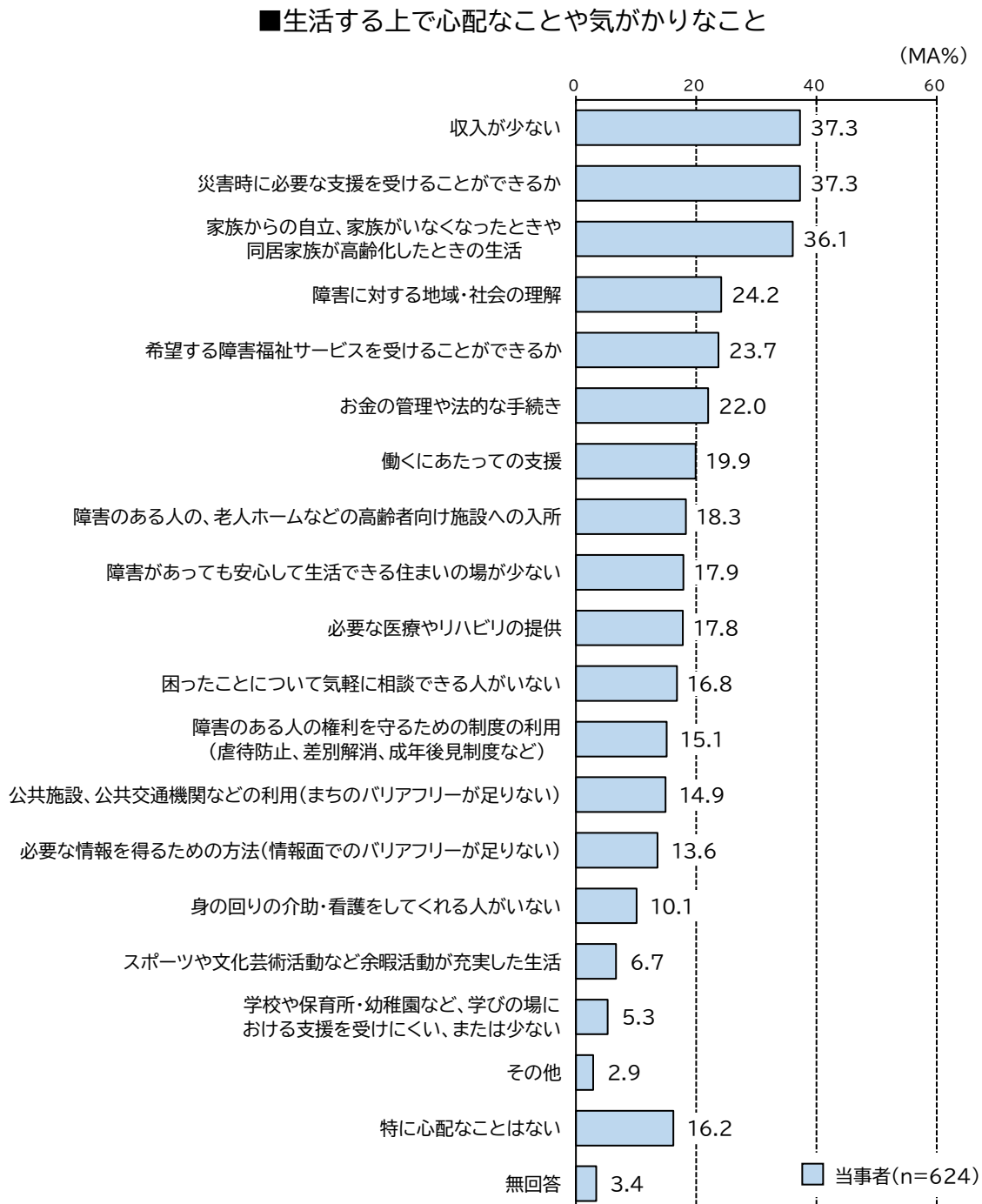
当事者は一般市民に比べて「進路支援・進路指導の充実」「療育指導（理学療法、言語や難聴指導など）が受けられること」が多く、「医療的ケア（導尿、経管栄養、痰の吸引など）が受けられること」が少なくなっています。

■学びの場に望むこと



③生活する上で心配なことや気がかりなこと

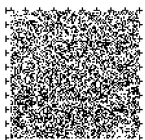
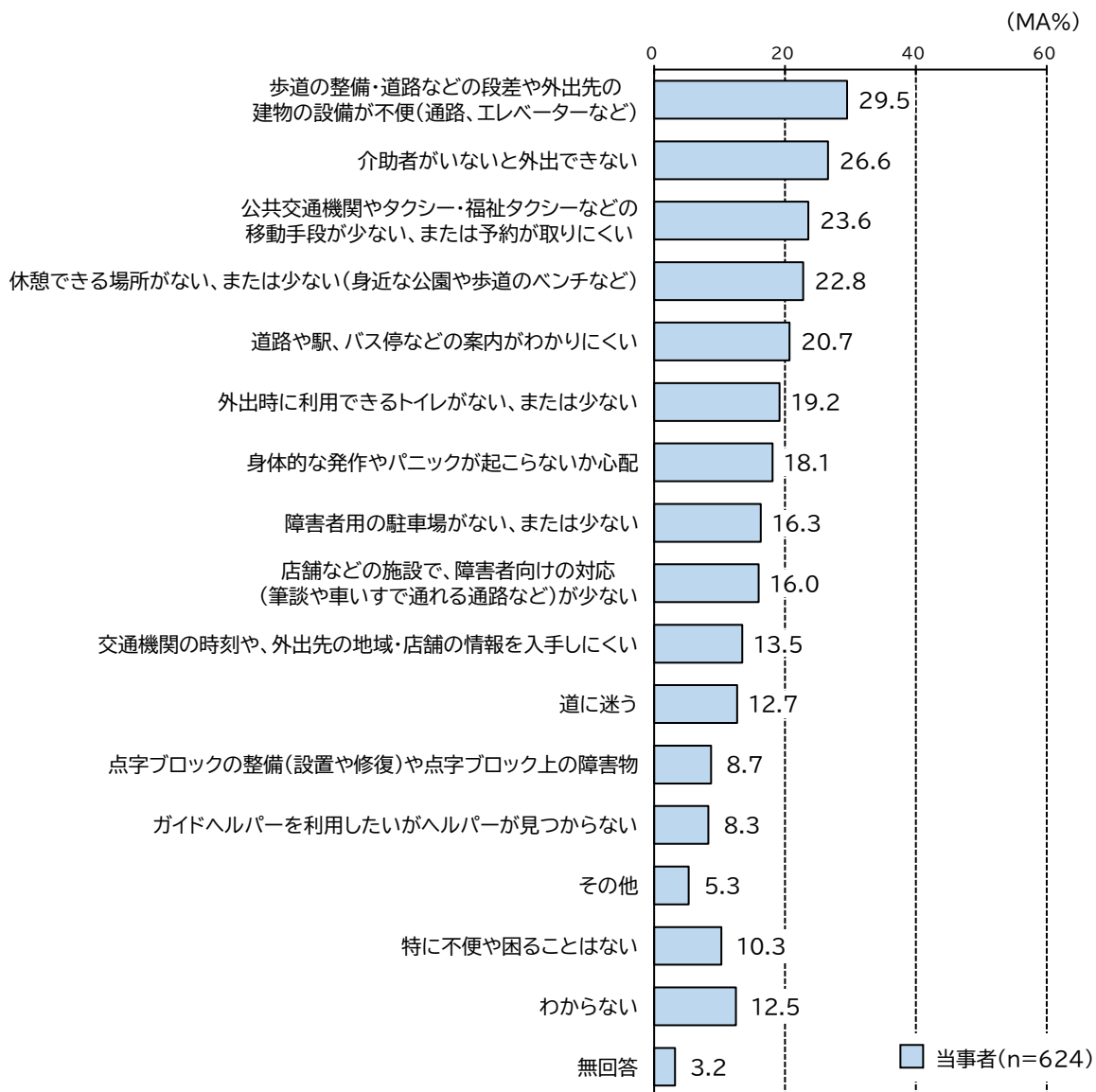
当事者が生活する上で心配なことや気がかりなことについてみると、「収入が少ない」「災害時に必要な支援を受けることができるか」「家族からの自立、家族がいなくなったときや同居家族が高齢化したときの生活」がそれぞれ 30%以上となっています。



④障害のある人が外出するときに困ること

障害のある人が外出するときに困ることについてみると、「歩道の整備・道路などの段差や外出先の建物の設備が不便（通路、エレベーターなど）」が29.5%で最も多く、次いで「介助者がいないと外出できない」が26.6%、「公共交通機関やタクシー・福祉タクシーなどの移動手段が少ない、または予約が取りにくい」が23.6%となっています。

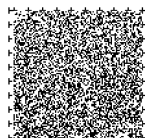
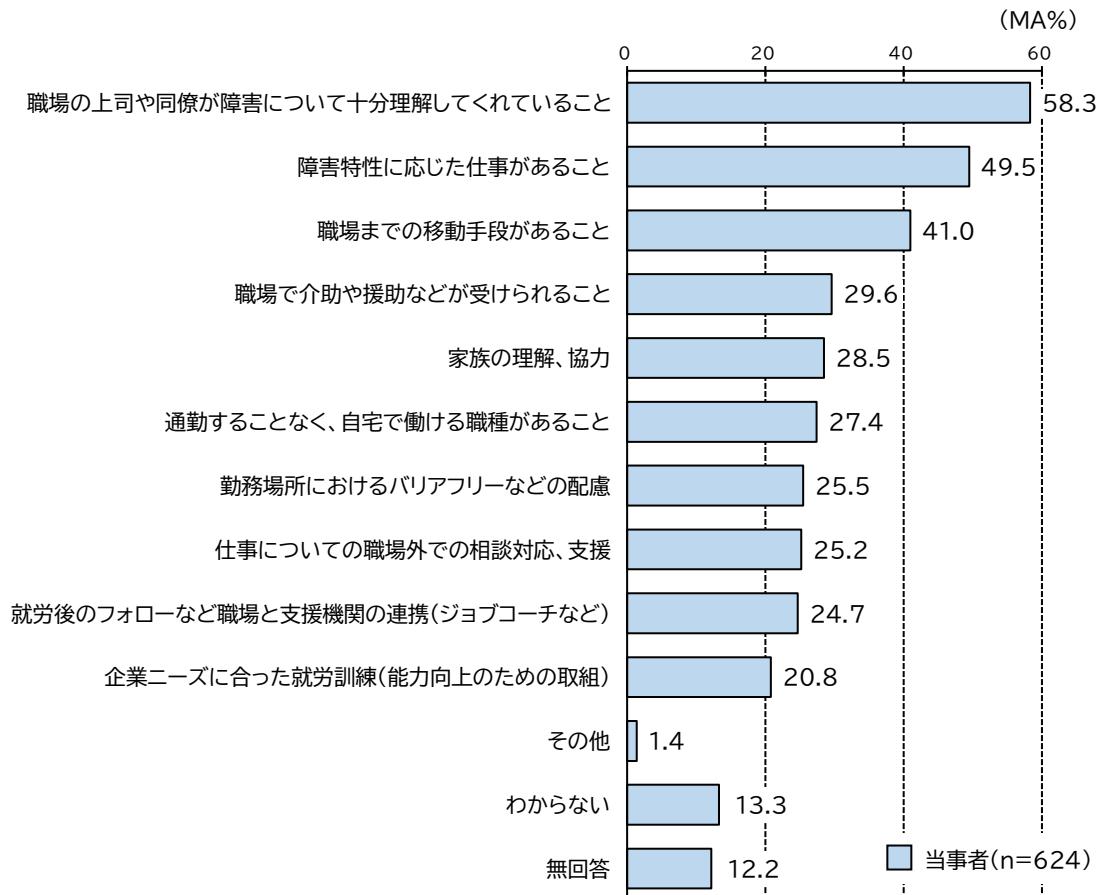
■障害のある人が外出するときに困ること



⑤障害のある人が働き続けるために必要なこと

障害のある人が働き続けるために必要なことについてみると、「職場の上司や同僚が障害について十分理解してくれていること」が58.3%で最も多く、次いで「障害特性に応じた仕事があること」が49.5%、「職場までの移動手段があること」が41.0%となっています。

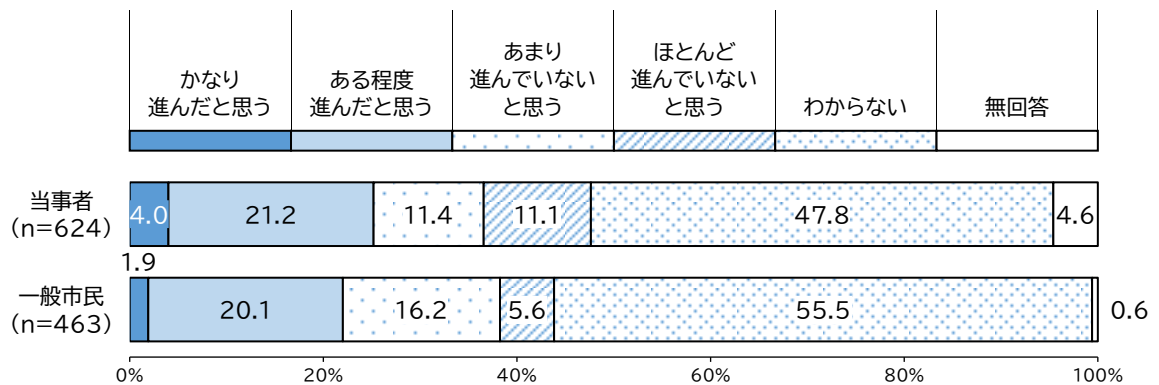
■障害のある人が働き続けるために必要なこと



⑥大東市の障害施策の進展状況

この10年くらいの大東市の障害者施策の進展状況についてみると、当事者・一般市民ともに「わからない」が多くを占めており、「かなり進んだと思う」と「ある程度進んだと思う」の合計は当事者で25.2%、一般市民で22.0%となっています。

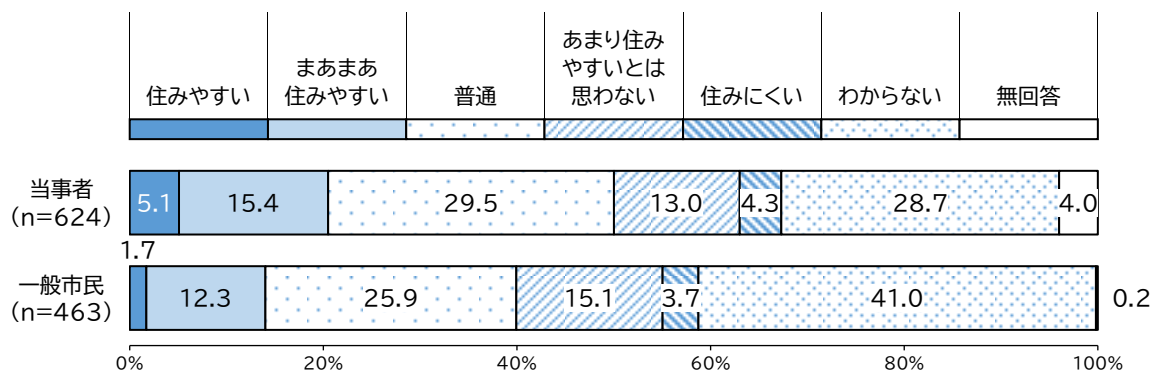
■大東市の障害施策の進展状況

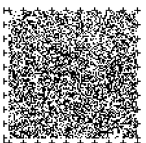


⑦大東市が障害のある人にとって住みやすいと思うか

大東市が障害のある人にとって住みやすいと思うかについてみると、当事者では「普通」、一般市民では「わからない」が最も多くなっています。「住みやすい」と「まあまあ住みやすい」の合計は当事者で20.5%、一般市民で14.0%と、当事者のほうが多くなっています。

■大東市が障害のある人にとって住みやすいと思うか





(2) ヒアリング調査結果（概要）

1. 事業所・団体ヒアリング実施概要

	内容	件数
事業所	ヒアリングシート配付件数	105 件
	ヒアリングシート回収件数（回収率）	48 件（45.7%）
	対面ヒアリング実施件数	3 件
団体	ヒアリングシート配付件数	6 件
	ヒアリングシート回収件数	4 件
	対面ヒアリング実施件数	1 件

2. 事業所ヒアリング結果概要

①運営上の課題・問題点

【ヒアリングシート結果概要】

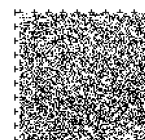
- 運営上の課題として、約半数の事業所が「職員の確保が難しい」「利用者の確保が難しい」「事務作業量が多い」を挙げています。
- 職員の定着では、「たまに離職者がいるが、ほぼ安定している」が6割強であり、定着のための取組では「賃金・労働時間等の労働条件の改善」を7割が挙げている一方で、定着しない課題として「給与水準」をあげる割合が6割を超えています。
- 人材確保のために今後取り組みたいことでは「給与水準の見直し」が半数を超えています。

【自由記述の概要】

- 職員確保が難しい背景として応募者が少ないこと、求める人材のミスマッチなどが挙げられています。
- 事務負担が大きいことについては、サービス計画書やモニタリング等の帳票、相談業務の記録など記録すべき書類が多く、また、行政等への提出期限内に送ることに追われている状態であるなどが挙げられています。

【対面ヒアリングの主な意見】

- グループホーム事業所が増えて、利用者の獲得競争が激化している。また、支援



者の求人を出しても応募がない状況である。

■就労支援事業所は一般就労への移行支援を積極的に行った結果、利用者が減少し、経営が成り立たなくなる可能性を抱えている。

■専門性の高い支援を提供していても、その強みが外部に伝わりにくいという課題がある。

②大東市で不足していると思う障害福祉サービス

【対面ヒアリングの主な意見】

■利用者からは移動支援を利用したいという声があるが、移動支援のための人材確保が難しく、利用が少ない印象がある。

■精神障害のある人の居宅介護は利用が増加しているが、通院のための居宅介護従事者が不足している。

■計画相談支援は不足している状況。計画相談だけでは事業所が経営的に成り立たないのが実態である。

③利用者からの苦情・相談

【ヒアリングシート結果概要】

●「利用者間のトラブルに関するもの」（3割台半ば）が最も多く、「サービス内容に関するもの」「職員の態度に関するもの」が約2割となっています。

【自由記述の概要】

●利用者間のトラブルでは、障害特性に関わることや利用者同士の相性によることなどが挙げられています。

●サービス内容に関しては、利用者のニーズとサービス内容がマッチングしていないと苦情につながるものが挙げられています。

●職員の態度については、職員側の配慮不足のほかに利用者との相性によることも挙げられています。

④事業所が取り組んでいる災害時の取組

【ヒアリングシート結果概要】

●「利用者を含めた防災訓練や防災教育」「近隣の避難場所の把握、利用者への周知」「災害時に備えた食料、医薬品等の確保」「災害時の情報提供・連絡方法の明文化」の取組を行っている事業所は6割以上となっています。

●業務継続計画（BCP）を策定している事業所は、約9割となっています。

【自由記述の概要】

- 地震体験、消火訓練など多様な災害を想定した対応、利用者の個別のニーズに対応した優先づけの検討、個別避難計画なども挙げられています。

【対面ヒアリングの主な意見】

- 各事業所の防災訓練に大東市の職員にアドバイザーとして参加してもらい、職員や事業所が動けるように、専門的な知見を聞かせてもらうことで災害対応力の向上を図っている。
- 事業所の常勤スタッフが市外在住のため、災害時にすぐに駆けつけられるか、利用者の不安に寄り添えるのかという不安が残る。

⑤障害のある子どもへの支援、育み

【ヒアリングシート結果概要】

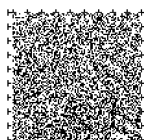
- 10年ぐらいの間に支援が進んだかについては「とてもそう思う」「ややそう思う」を合わせて約7割となっています。

【自由記述の概要】

- 変化している内容として、様々なサービス事業所が増え、利用者がサービスを選べるようになった、療育の開始が早期化している、発達障害に関する理解が進んでいる、学校との連携がとりやすくなっている、学校内での配慮も手厚くなっている、などが挙げられています。

【対面ヒアリングの主な意見】

- 学校側から放課後等デイサービスに通っているときの様子を聞きたいという話が出るなど、連携が取りやすくなっている。
- 放課後等デイサービス側も、現在は特定の資格がないと児童指導員になれないため、専門性が向上したことが学校側の認識の変化に繋がっている可能性がある。



⑥障害のある人の地域での自立した生活

【ヒアリングシート結果概要】

- 10年ぐらいの間に取組が進んだかについては「どちらともいえない」が4割強で最も多くなっています。「とてもそう思う」「ややそう思う」の合計は5割となっています。

【自由記述の概要】

- グループホームの増加など、住む場所や働く場所を主体的に選択できる機会が増えている、という意見が多いなかで、サービスや制度が整備されても、人手不足が否めなく選択肢が狭まることのあるという課題も挙げられています。

【対面ヒアリングの主な意見】

- 偏見を恐れて障害があることを、隠していることが多い。障害の有無にかかわらず、権利が尊重されている社会にはまだなっていない。
- 大東市内には精神科がある病院で入院治療ができる医療機関がないため、入院治療が必要な当事者は他市で入院をしないといけない。

⑦障害のある人の地域での活動について

【ヒアリングシート結果概要】

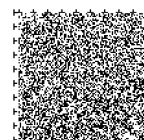
- 10年ぐらいの間に取組が進んだかについては「ややそう思う」が約4割で最も多く「とてもそう思う」と合わせると5割となっています。「どちらともいえない」が4割弱となっています。

【自由記述の概要】

- 通所事業所が増えて選択肢が広がった、事業所が増えたことで、選ばれるサービス品質を確保するため質が上がっている、イベントなど参加行事等が増えた、移動支援等を利用することで社会参加の拡大につながっている、などが挙げられています。一方で、余暇活動を支援する人材不足や、社会全体としての受入体制が十分でないなども挙げられています。

【対面ヒアリングの主な意見】

- 当事者以外の市民と一緒に何かやろうと声かけをすることで、当事者の声を引き出し、地域での活動につなげていきたい。



■若い人はSNSなどで情報を得て、好きなアニメのイベントやコスプレイベントなど、自分の興味で活動を選んで、障害の有無に関わらず活動に参加している。

⑧障害のある人の地域での安心な暮らし

【ヒアリングシート結果概要】

●10年ぐらいの間に取組が進んだかについては「ややそう思う」が約4割で最も多く、「どちらともいえない」が約3割、「あまりそう思わない」「全くそう思わない」を合わせて2割弱となっています。

【自由記述の概要】

●駅のエレベーター設置や交通機関、公共施設ではバリアフリー化は進んでいるものの道路整備は十分でない、また、外見からわかりにくい障害のある人への理解が十分ではないなどが挙げられています。

【対面ヒアリングの主な意見】

■駅などの公共交通機関ではバリアフリー化が進んだと感じるが、まち全体では進んでおらず、障害のある人が安心して暮らせる状況にはまだ遠い。

■重複障害のある人が、公共交通機関を乗り継いで移動するのは相当な体力を使うので、車を使って移動できるような制度があるとよい。

⑨障害のある人の地域生活への移行

【ヒアリングシート結果概要】

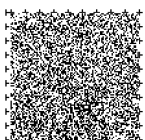
●10年ぐらいの間に取組が進んだかについては「ややそう思う」と「とてもそう思う」を合わせて約4割、「どちらともいえない」が3割台半ば、「あまりそう思わない」「全くそう思わない」を合わせて2割強となっています。

【自由記述の概要】

●グループホームの増加で受け皿数は増えている、地域生活支援拠点等のシステムは整ってきているという意見がある一方で、精神障害のある人の受け入れ先が少ない、医療機関側の地域移行への転換が進んでいないといった意見も挙げられています。

【対面ヒアリングの主な意見】

■地域移行や住まいの場の決定について、支援機関や家族が中心に決めてしまっていることがある。自立生活の中心は本人であるという認識を持ち、意思決定支援を行いサポートしていくことが重要である。



⑩障害のある人の住まいの確保について

【ヒアリングシート結果概要】

- 10年ぐらいの間に取組が進んだかについては「とてもそう思う」「ややそう思う」を合わせて5割強、「どちらともいえない」が約3割となっています。

【自由記述の概要】

- 特色のあるグループホームが増えた、市独自の助成金や空き家の活用など、多様な住まいの確保がなされているケースがあるなど受け皿の増加が挙げられている一方で、障害特性に応じた対応に課題を感じる、一般の賃貸契約では制約があり住まいの確保が困難といった意見も挙げられています。

【対面ヒアリングの主な意見】

- 緊急連絡先や保証人が持てないケースがある。
- 住まいの支援に関わることで、障害に拒否感を持っていた家主もサポートがあれば状況が異なることを経験し、障害のある人への見方が変わったケースがある。
- 自立生活の準備として、住まいの確保の前に金銭管理や日々の過ごし方など生活全般に関する支援が必要である。
- 外見で障害がわかる人と異なり、軽度の知的障害のある人などは障害があることが伝わりにくく、周囲の理解を得るのが難しい。

⑪障害のある人の雇用・就労

【ヒアリングシート結果概要】

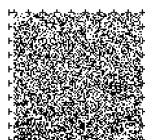
- 10年ぐらいの間に取組が進んだかについては「とてもそう思う」「ややそう思う」を合わせて6割台半ば、「どちらともいえない」が3割台半ばとなっています。

【自由記述の概要】

- 企業側に法定雇用率の認識が高まり、障害者雇用に力を入れている企業が増えている一方で、障害のある人の受入体制が十分でない状況も挙げられています。また、就労支援事業所が増加して、利用者の選択肢が増えている半面、一般就労に向けたステップアップにつながっていないという状況も挙げられています。

【対面ヒアリングの主な意見】

- 10年前と比べて増えているものの、障害者雇用の求人は非常に少ない上、企業の偏りがあり、内容が清掃や単純作業に固定化されている。
- 働ける力がある利用者が就労継続支援A型・B型に留まっている事例がある。



■障害のある人が作ったものを販売するルート開発の取組は、事業者と自治体が一緒に考えて考えるべきである。

■B型事業所において、能力の高い利用者がA型事業所等に移行すると平均工賃が下がるため、仕事ができる利用者を離したくない事業所がある。

⑫重度の障害のある人への支援

【ヒアリングシート結果概要】

●10年ぐらいの間に取組が進んだかについては「どちらともいえない」が5割台半ばで最も多くなっています。「とてもそう思う」「ややそう思う」は合わせて3割台半ばとなっています。

【自由記述の概要】

●重度の障害のある人や医療的ケアが必要な人の在宅生活支援は改善されつつあるという意見の一方で、医療的ケアに対応できる訪問看護師やヘルパーが不足しているという意見が挙げられています。

⑬施策の谷間にあった障害のある人

【ヒアリングシート結果概要】

●10年ぐらいの間に取組が進んだかについては「とてもそう思う」「ややそう思う」の合計と「どちらともいえない」が、それぞれ4割強となっています。

【自由記述の概要】

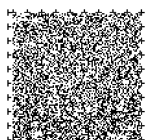
●発達障害や高次脳機能障害の認知が高まって、受け入れる事業所も増えている一方で難病に対応できる事業所は増えていないなどが挙げられています。

●それぞれの障害に対応する福祉制度が異なり、制度を横断的に利用するのが難しいといった課題や社会的に認知度が高まった反面、偏見や間違った情報も広がっているといった意見も挙げられています。

【対面ヒアリングの主な意見】

■グループホームで重度障害のある人や医療的ケアが必要な人を受け入れるには、専門的知識を持つ看護師を24時間体制で雇う必要がある。

■発達障害の診断を受けた人の相談や利用が増えている。発達障害のある人に対する支援スキルが十分に備わっていないなど支援者側の対応が追いついていないことがある。



■発達障害という言葉が一般化し、社会的認知は高まったと感じる反面、ネット上などで間違った情報が広がっているため、偏見や差別が助長されるのではないかという危惧がある。

⑭障害のある人の情報確保

【ヒアリングシート結果概要】

●10年ぐらいの間に取組が進んだかについては「どちらともいえない」が4割強で最も多く、「とてもそう思う」「ややそう思う」は合わせて約4割となっています。

【自由記述の概要】

●スマートフォンが普及し、だれもが手軽に情報を探ることができるようになった。SNSでの情報収集が主流になり福祉関係や事業所情報等にアクセスしやすくなっている。音声読み上げ機能や文字の拡大機能、字幕表示など、視覚や聴覚に障害のある人も情報を得やすくなっているなど、情報社会の恩恵が挙げられる一方で、高齢者は情報を得られていないなどデジタルデバイドの問題も挙げられています。また、誤った情報を鵜呑みにするケースやSNSに起因するトラブルに巻き込まれる状況もあることが挙げられています。

【対面ヒアリングの主な意見】

■情報機器の利用が苦手な障害のある人やその親は、SNSやネット情報にアクセスしないため、福祉情報を得る機会が少ない。

■障害のある人のSNS利用が増えている。上手く使う人がいる一方で、詐欺に遭ったり、デジタル性被害に遭ったりする人もいるのが課題である。

⑮第5次大東市障害者長期計画についての意見・要望

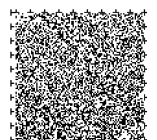
【主な自由記述】

●市と障害福祉サービス事業所が一体となって、支援を必要とする方々に関わっていくことが大切である。

●支援員一人ひとりの支援力向上のための研修や人材育成を行う。またハローワーク等と連携し、雇用機会の創出及び雇用後の職場定着を図っていく必要がある。

【対面ヒアリングの主な意見】

■今後は、より教育機関等との連携を進め、発達障害の可能性のある人たちへの早



期支援を行っていきたい。

3. 団体ヒアリング結果概要

①団体の活動内容や、運営・活動上の課題

【主な自由記述、対面ヒアリングの主な意見】

- イベントの広報が広く周知できていない。また、市報に活動情報を載せても、紙面の制約により周知が不十分である。
- 会員・参加者が高齢化して、若者への周知と活動への参加拡大が課題。
- 運営費が会費と寄付だけでは活動に制限があり、マンパワーも不足している。
- 継続的に関わってくれた人が高齢化して離れていくので事業を継続するのが難しい。

②大東市の施策で不足している、今後充実を希望すること

【主な自由記述、対面ヒアリングの主な意見】

- 福祉職だけでなく市職員全体が対応できるよう障害者理解を深めてほしい。
- 当事者活動や啓発活動への補助があれば、より活動が活発化する。
- 当事者や家族の声を市民が聞ける機会の増加を希望する。
- だれもが気軽に立ち寄ることができる居場所づくり。市民と障害のある人が交流することで徐々に理解が広がっていくような居場所があればと考える。

③障害のある人の人権の尊重や権利擁護について

【主な自由記述、対面ヒアリングの主な意見】

- 社会の理解が十分でないため、障害のある人に対する人権が尊重されていないと感じることがある。

④障害のある子どもへの支援、育みについて

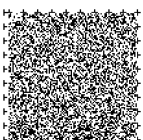
【主な自由記述、対面ヒアリングの主な意見】

- 親への支援・レスパイトの充実を希望する。
- 障害の有無にかかわらず参加できる地域交流事業の増加を希望する。
- 子ども発達支援センターのサポートを受けることで保護者が救われている。
- スクールソーシャルワーカーや社会福祉協議会などと連携し、家族に障害のある人がいる家庭の子どもたちへの支援や声かけを行う例が増えている。

⑤障害のある人の地域での自立した生活について

【主な自由記述、対面ヒアリングの主な意見】

- 障害のある高齢者の一人暮らしが増えており、24時間見守り等が行き届いていない。



- 本人が判断できるように情報を届けることが重要である。
- ヘルパーの定期的な派遣だけでなく、利用者の状態に合わせて支援を受けることができれば安心して生活を行うことができる。

⑥障害のある人の地域での活動について

【主な自由記述、対面ヒアリングの主な意見】

- 障害に対する配慮が当たり前になれば、活動できることが増える。
- 物理的なバリアフリーはまだまだ足りていない。
- 経済的な支援があれば、社会参加や地域での生活がしやすくなる。

⑦障害のある人の地域での安心な暮らしについて

【主な自由記述、対面ヒアリングの主な意見】

- 地域でのつながり、見守りが必要。
- 視覚障害のある人を対象にした個人の避難経路への誘導を徹底してほしい。発達障害のある人には過敏症、環境の変化への不安、食べられない物が多いなどの心配がある。災害時の対応に関する情報を障害のある人がいる家庭に対し発信してほしい。

⑧障害のある人の地域生活への移行・住まいの確保について

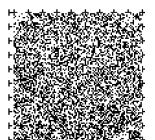
【主な自由記述、対面ヒアリングの主な意見】

- 障害のある人が近所に住むのは嫌と考える方がいるなど、理解が浸透していない。
- 地域での訪問サービス・ケアマネジメントに従事する人材の不足がある。
- 精神障害というだけで賃貸物件を貸さない家主がいる。また、様々なサポートがあることを知らない家主がいる。
- 子どもが成長した後の「親亡き後」への不安は多い。

⑨障害のある人の雇用・就労について

【主な自由記述、対面ヒアリングの主な意見】

- 雇用側が障害を理解できていない、どの仕事に入ってもらったらよいか悩んでいることがあると感じる。
- 同じ障害でも個人によって状況が異なる難しさがあるため、支援者から配慮してほしいことを適切に伝えることができれば、働く人が増え、長く就労できる。



- 実際に就労している当事者や企業関係者の話を聞く機会がもっと増える必要がある。

⑩施策の谷間にあった障害のある人への支援について

【主な自由記述、対面ヒアリングの主な意見】

- 施策の谷間にいる人に情報が届いているかが課題。
- 身体、精神、知的という縦割りがあるため、どこかに属しないと支援や相談がしにくい状況がある。
- 高次脳機能障害の理解がどこまで進んでいるのか。その人の困りごとを起点にした総合的な支援があれば良い。

⑪障害のある人の情報確保について

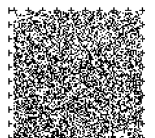
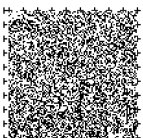
【主な自由記述、対面ヒアリングの主な意見】

- 情報ツールは色々あるが、その人が操作しやすく、活用できるサポートが必要。
- 知的障害のある人には情報入手が難しい。
- 本当に困っている人に情報が届いているかの問題は、福祉全般に共通している。

⑫今後充実を希望すること

【主な自由記述、対面ヒアリングの主な意見】

- 精神や知的障害のある人の金銭的なトラブル（ロマンス詐欺、推し活への課金など）が増えており、今までの支援の枠を超えた課題がある。金銭トラブルの被害に遭わないようにするための啓発を進めていくべき。



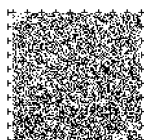
3. これまでの取組と課題

第4次計画における基本目標ごとの主な取組と課題を、以下の通り整理しました。

基本目標Ⅰ 人権を尊重し権利を擁護する

(1) 人権意識・福祉意識の高揚

	内容
取組	<ul style="list-style-type: none">●第4次計画の基本理念について、広報をはじめ様々な媒体や機会を通じて市民に周知するほか、障害者週間における啓発事業の実施や、人権週間記念のつどい、市民じんけん講座など、障害のある人について学習する機会を提供しています。●教育現場では、小・中学校において、車いす体験やアイマスク体験、点字や手話の学習、当事者への聞き取り学習などを実施しています。●職員に対しては、新規採用職員や新任主査職を対象とした人権研修、職場ごとの職場研修を行い、事業者に対しては、契約締結時の約款への人権啓発研修条項の徹底などを継続的に行っています。
課題	<ul style="list-style-type: none">◎福祉に関するアンケート調査では、障害のある人自身が、差別や偏見を感じる割合は2割台半ばです。障害者手帳所持者以外の市民では、障害のある人に対する差別や偏見があると思う割合は9割となっており、障害のある人に対する差別や偏見の解消が課題となっています。◎障害のある人の特性や障害に対して、周囲の理解が不十分で、本人が持てる力を発揮できなかったり、権利が守られなかったりすることが起こっています。◎引き続き、あらゆる機会を通じて、障害のある人の尊厳と人権尊重の意識向上に努める必要があります。◎児童・生徒が障害のある人と共に生きる社会づくりを身近な問題として捉えられるような学習機会の充実が必要です。◎効果的な人権研修のあり方を検討し、より一層の人権研修の充実及び職員の人権意識の向上を図る必要があります。

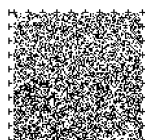


(2) 障害者虐待の防止

	内容
取組	●障害のある人の虐待対応は、障害者虐待防止センター及び市への通報に対し速やかに対応するとともに、大東市障害者虐待防止連絡会議を設置し、専門的な協議やケース対応のあり方などを検討しています。
課題	◎障害福祉サービス事業所や警察などの各機関との連携を積極的に行い、迅速に適切な対応を行う必要があります。

(3) 差別解消・権利擁護体制の充実

	内容
取組	●判断能力が十分でない人の権利擁護のために、成年後見制度の周知及び利用促進を図るとともに、本人及び親族による申立てを行うことができない対象者に対しては市長申立てを行っています。
課題	◎障害のある人の権利擁護については、障害のある人の高齢化と家族の高齢化が同時に進むため、親亡き後の権利擁護体制の確立や、相談支援事業所等の体制整備が必要です。 ◎障害者差別解消法のパンフレット配布による啓発も行っていますが、より広く周知するための啓発方法が課題です。 ◎日常生活自立支援事業について、当事者や家族に対する周知を図り、利用を促進することが必要です。



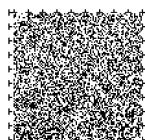
基本目標Ⅱ 障害のある子どもの生きる力を育む

(1) 障害の早期発見・早期療育

	内容
取組	●乳幼児健診や巡回発達相談を通じて、支援が必要な児童を早期に発見し、療育を受けられるよう相談支援と通所支援の支給決定を行っています。
課題	◎乳幼児健診等を通じて、適切な支援につなげるよう各関係機関との連携のもとに伴走型相談支援を行う必要があります。

(2) 保育・教育の充実

	内容
取組	<p>●保育所（園）に対して、発達相談員が対象児童の状況を確認するため巡回相談を実施して、保育所職員又は保護者に児童への接し方等の相談に応じたり、助言を行うなどしています。</p> <p>●小・中学校全校に支援教育支援員を配置し、支援学級には介助員を配置しています。通級指導教室を全校に設置し、担当者連絡会等で専門性の向上を図っています。</p> <p>●支援の必要な児童・生徒の個々のニーズに応じた「個別の教育支援計画・指導計画」の作成と活用を行っています。通常の学級ではユニバーサルデザインの授業づくりを進めています。</p> <p>●医療的ケアを必要とする児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、看護師資格のある介助員の安定的な配置に努めています。</p>
課題	<p>◎福祉に関するアンケート調査では、18歳未満の障害のある子どもを持つ保護者が学校等に望むことでは、「能力や障害の状態に応じた指導の充実」「職員の専門性の向上（障害特性の理解や指導力の向上など）」が多くなっています。</p> <p>◎就学前教育・保育施設における巡回相談のニーズは年々増加する一方で、巡回相談の質の向上と発達相談員の体制の拡充や加配保育士の配置などの受入体制が課題となっています。</p> <p>◎子ども発達支援センターの定員の空きがない。また、医療機関も2、3か月待ちであるなど、受け皿の充実が課題となっています。</p> <p>◎「個別の教育支援計画・指導計画」の作成及び活用により個々の状況に応じたきめ細やかな教育・支援となるよう基礎的環境整備の充実が必要です。</p> <p>◎インクルーシブ教育の実践にもつながる、通常学級におけるユニバーサルデザインの授業づくりの充実が必要です。</p> <p>◎保育所等施設での医療的ケア児の受け入れ体制（看護師配置、負担軽減等）が課題となっています。</p>

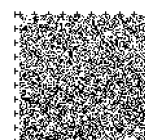


(3) 放課後活動等の充実

	内容
取組	<ul style="list-style-type: none">●保護者が昼間就労等により在宅していない児童を対象に放課後等デイサービスや、市内の放課後児童クラブに当該小学校の児童だけでなく、支援学校に登校する児童を受け入れています。●公民館において、障害の有無にかかわらず子どもたちを対象にした体験学習や映画上映等を行っています。●地域ファミリースポーツ大会やニュースポーツフェスティバルなど、障害の有無にかかわらず子どもが参加できるイベントを実施しています。
課題	◎障害の有無にかかわらず、子どもたちが放課後等に安心して過ごせる場の提供が必要です。

(4) 生活支援の充実

	内容
取組	<ul style="list-style-type: none">●大東市障害者総合支援協議会に設置している「大東市相談支援ネットワーク」を開催し、他機関連携や切れ目のない支援について協議を行っています。●支援技術の向上と支援ネットワークの強化をめざして相談支援専門員を対象とした研修を定期的に行っています。
課題	◎市内で医療的ケア児者の受け入れを行う短期入所事業所がないことが大きな課題となっています。



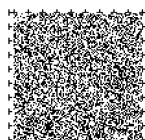
基本目標Ⅲ 地域で自立した生活を送る

(1) 相談支援・情報提供の充実

	内容
取組	<ul style="list-style-type: none"> ●障害種別ごとに対応できる相談支援事業所を設置しており、市障害福祉課には手話通訳士を配置、総合福祉センターで無料相談も実施しています。 ●「障害のある人のための暮らしの情報」を障害者手帳取得時に配布・説明しています。また、市ホームページにも掲載するなど、保健・福祉サービスや各種制度の情報提供に努めています。 ●大東市障害者総合支援協議会のホームページでは、障害福祉サービス事業所一覧を掲載しています。 ●大東市障害者総合支援協議会内で大東市相談支援ネットワーク会議を開催し、ケース検討や多機関連携、切れ目のない支援について協議を行っています。相談支援専門員を対象とした研修会に地域包括支援センターやコミュニティソーシャルワーカー(CSW)等の関係機関の参加を募り、ネットワークの充実を図っています。 ●地域包括支援センターが開催する小地域ケア会議等を活用し、多様なニーズの把握と地域住民・専門機関との連携を図っています。
課題	<p>◎多職種多機関の会議に相互出席することにより、顔の見える関係性をつくり、多職種連携ネットワークのさらなる充実を図る必要があります。また、大東市障害者総合支援協議会や基幹相談支援センターなどで集積した情報を多職種で分析し、地域特性の診断や課題抽出に活用することも必要です。</p> <p>◎医療的ケアや強度行動障害を有する障害のある人へのサービスが不足しており、地域課題として現状把握に努めています。</p>

(2) 家族介護者への支援

	内容
取組	<ul style="list-style-type: none"> ●家族介護者の心身の負担軽減のため、短期入所や日中一時支援の支給決定を行っています。 ●大東市医療的ケア児等支援連絡協議会が中心となり、医療的ケア児・者と家族の交流会を開催しています。
課題	<p>◎家族介護者支援の短期入所等に対して「利用したいときに利用しにくい」という声があります。</p>

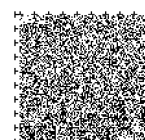


(3) 福祉サービスの充実

	内容
取組	<ul style="list-style-type: none"> ●大東市グループホーム等開設等補助金制度を実施し、障害のある人の地域での生活継続に努めているほか、居宅生活動作補助用具として住宅改修の給付を行っています。 ●障害のある人の高齢化・重度化や親亡き後を見据え、地域生活を支援する機能を集約する拠点として、地域生活支援拠点の整備を進めています。
課題	<p>◎福祉に関するアンケート調査では、障害のある人が希望する生活のために必要なこととして「周囲の障害や病気に対する理解や配慮があること」「日常生活の介助や支援が充実していること（お金に困らない、十分にサービスが使える）」を多く挙げています。</p> <p>◎大東市内で不足しているサービスとして、「計画相談支援」「移動支援事業」「短期入所（ショートステイ）」が多くあげられています。特に移動支援事業では、ガイドヘルパーの不足により必要なサービスの提供が難しい状況です。</p>

(4) 保健・医療サービスの充実

	内容
取組	<ul style="list-style-type: none"> ●大東市障害者総合支援協議会及び医療的ケア児等支援連絡協議会に医師会からの出席を依頼するなど、連携に努めています。 ●重度障害のある人に対して医療費の助成を行い、生活の質の向上ならびに経済的負担の軽減を図っています。 ●大阪府高次脳機能障がい相談支援センターや関係機関と連携し、高次脳機能障害のある人とその家族の支援の充実に努めています。
課題	<p>◎市内で医療的ケア児者の受け入れを行う短期入所事業所がないことが大きな課題となっています。（再掲）</p> <p>◎障害及びその原因となる疾患の発見から、早期治療、リハビリテーション、福祉サービス、介護サービスへと適切に支援するため、保健・医療との連携の充実が必要です。</p>



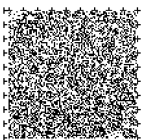
(5) 暮らしの場の確保

	内容
取組	●大東市グループホーム等開設等補助金制度を実施し、障害のある人の地域での生活継続に努めているほか、居宅生活動作補助用具として住宅改修の給付を行っています。（再掲）
課題	◎障害のある人が希望する地域における自立生活を実現するためには、住まいの確保と社会参加を促進するための生活環境が求められています。

基本目標Ⅳ 地域で心豊かに活動する

(1) 雇用・就労支援の強化

	内容
取組	<ul style="list-style-type: none">●本市では、障害者就労施設等からの物品等の調達推進に努めており、成人式の記念品製作などを就労支援施設に依頼し、経済的自立を支援しています。●障害のある人が一般就労で長く職場で働き続けることができるよう就労定着支援の利用促進により職場での定着の支援を行っています。●本市における障害者雇用状況は、継続して法定雇用率（令和6年6月1日時点で2.83%）を達成しています。また、障害者インターンシップ事業を実施し、市内の理解促進と雇用機会創出を推進しています。
課題	<ul style="list-style-type: none">◎福祉に関するアンケート調査では、働いている障害のある人からは、収入面や生活面の自己管理が難しいことなどが働く上での課題として挙げられています。◎障害のある人が働き続けるためには、職場における障害理解や障害特性に応じた仕事内容、職場までの移動手段の確保などが必要です。◎就労移行支援及び就労継続支援サービス事業所と連携し、就職に向けた支援をしていますが、企業との連携を深めてより一層推進していく必要があります。◎障害のある人の雇用や就労促進機会の確保等について、ハローワーク等関係機関と連携し、事業所に対する法定雇用率と法改正情報がいきわたるように周知を行う必要があります。



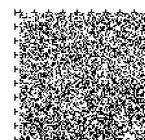
(2) 居場所・生きがいつくりの促進

	内容
取組	<ul style="list-style-type: none">●大東市障害者自立ネットワークが主催する「大東市障害者アート展」などの障害のある人による創作や表現活動を支援しています。●大東市ニュースポーツフェスティバルや e スポーツ体験会などを開催して、スポーツやレクリエーション活動の機会を提供しています。●身体・視覚・聴覚の各団体からなる大東市身体障害者連絡協議会が実施するレクリエーション活動への支援を行っています。
課題	<ul style="list-style-type: none">◎障害のある人が多様な表現活動を実現できる機会の拡大が求められています。◎障害の有無にかかわらず、だれもが参加して楽しめるスポーツや文化活動の機会を拡大する必要があります。

基本目標Ⅴ 地域で安心して暮らす

(1) 地域のふれあい、支え合い活動の促進

	内容
取組	<ul style="list-style-type: none">●市内の各地域における小地域ネットワーク活動を展開するとともに、空き家や公民館を活用した、お茶のみ休憩所を開設し、話をする場と悩みを受けとめ、必要に応じて福祉機関につなげる場を提供しています。●地域とともにある学校づくりを推進するため、中学校区単位で地域教育協議会を設置し、その活動の中で子どもたちと地域住民とのふれあいの機会をつくっています。●社会福祉協議会や関係団体等と連携し、手話や音訳奉仕員の養成講座を実施し、修了者等で構成されるボランティア団体の活動を支援しています。●毎年、福祉活動を行うボランティア養成講座を実施して、ボランティアの人材育成を図っています。●市内企業へ出前講座の実施や社会福祉協議会行事への協力を通じて、障害のある人への理解促進に努めています。
課題	<ul style="list-style-type: none">◎福祉ボランティア活動の担い手の高齢化が進み、新たな担い手の掘り起こしが必要となっています。

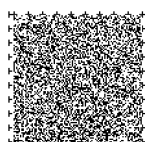


(2) だれもが快適で生活しやすいバリアフリーな環境づくり

	内容
取組	<ul style="list-style-type: none"> ●「バリアフリー基本構想特定事業計画」を策定して、計画的に整備を進めており、毎年度バリアフリー基本構想協議会にて進捗管理、検証を実施しています。 ●障害のある人のコミュニケーション支援のため、手話通訳者等を派遣しています。また、関係団体等と連携し、手話奉仕員養成講座やステップアップ手話講座を実施し、人材の育成を図っています。 ●福祉タクシー利用券の交付や、外出時に車いすを常用する人などへのヘルパーによる移動支援を行っています。公共交通を利用しづらい地域について、移動手段の確保策を検討しています。 ●情報へのアクセス支援として、市議会議場内の発言を文字表示する「音声認識字幕表示システム」の導入や、「声の議会だより」の作成・配布を行っています。行政情報の提供においては、ルビ、点字、音訳、手話通訳、要約筆記など、特性に配慮した方法の充実に努めています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ◎障害のある人にとって、移動の困難や危険を生じさせるような障害物などを取り除いて、安心して通行できる生活環境をつくる必要があります。 ◎大規模工事や修繕において、合理的配慮の必要性に応じたバリアフリー化を進める必要があります。 ◎手話奉仕員養成講座やステップアップ手話講座の開催などを通じて手話通訳者の増員が必要です。

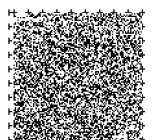
(3) 防犯の地域づくり

	内容
取組	<ul style="list-style-type: none"> ●地域から犯罪をなくすため、通年で自治会の防犯員などによる地域での見回り活動を実施しているほか、定期的に各種啓発活動を実施しています。また、消費者被害については、大東市消費生活センターにおいて相談に対応しています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ◎被害に遭うリスクが高い障害のある人等の特性に配慮した情報提供・啓発活動を福祉部局と連携して強化することが必要です。 ◎障害のある人や家族が被害に遭ったときに相談できるよう、大東市消費生活センターの周知を広げることが必要です。



(4) 災害時も安心できる地域づくり

	内容
取組	●災害対策として、災害時の避難に特に配慮を要する障害のある人の「避難行動要支援者名簿」を毎年更新し、消防や警察、自主防災組織に提供しています。
課題	◎障害のある人にとって、災害時の情報取得や避難方法、避難場所などに不安を感じることが多くなっています。 ◎防災訓練等への障害のある人の参加者が少ない状況であることが課題として挙げられます。



4. 重点課題の設定

第4次計画における取組と課題を踏まえて、次期計画における重点課題として以下を設定します。

重点課題1 人権の尊重と差別の解消

障害の有無にかかわらず、すべての人の人権が尊重され、障害を理由とした差別や虐待が起こらない社会をつくる必要があります。

重点課題2 障害のある子どもへの切れ目のない支援

障害のある子どもが、一人ひとりの成長段階に応じて、保健・医療・福祉・教育等の必要な支援を切れ目なく受けられ、個性を伸ばすことができる支援体制が求められています。

重点課題3 自己決定に基づく暮らしの実現

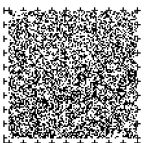
障害のある人の自己決定が尊重され、一人ひとりの障害の特性や状況に応じて本人の希望する暮らしが実現できる支援体制の構築が必要です。

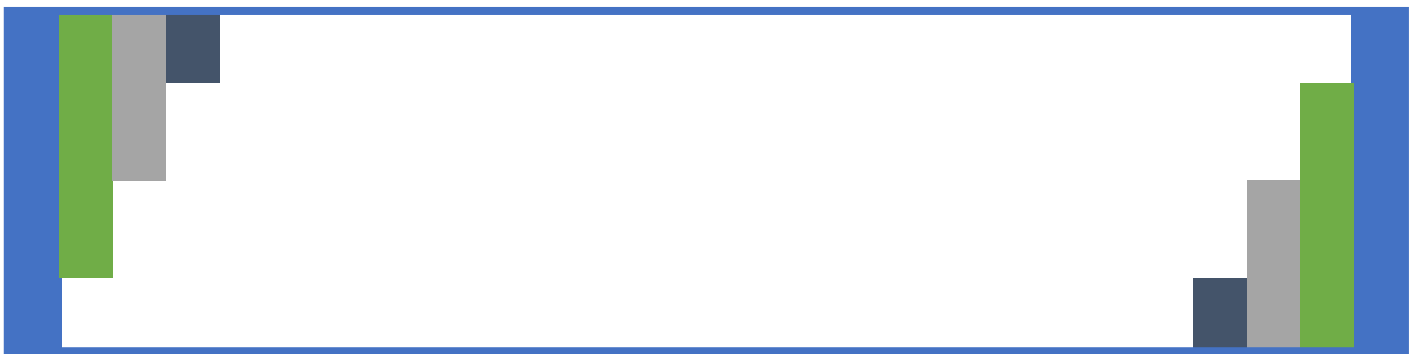
重点課題4 安全・安心のまちづくり

障害のある人にとってのバリアが可能な限り少ない生活環境や災害時の支援体制など、障害のある人が安全・安心に生活できる環境の整備が求められています。

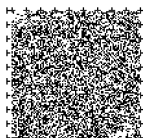
重点課題5 社会参加支援の充実

障害のある人が社会の一員として、仕事や文化・芸術・スポーツ・余暇活動等に参加することで、生きがいを持って暮らせるような支援の充実が求められています。





第3章 基本的な考え方



1. 基本理念

本市では、これまでノーマライゼーション社会の実現、地域リハビリテーション社会の実現、ユニバーサルデザインのまちづくりを基本理念として、取り組んできました。

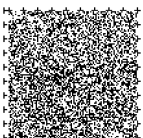
本市におけるこれまでの取組を踏まえて、本計画は、障害の有無にかかわらず、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し支え合う社会（共生社会）の実現をめざすものです。

本計画では、障害のある人を「必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体」として捉えます。その上で、すべての障害のある人の人権と基本的自由を保護し、確保することを前提として、障害のある人の社会参加を制約する社会的障壁を取り除くために本市が取り組むべき施策の基本的な方向を定めるものです。

こうした方針のもと、以下の通り本計画のめざす姿を設定します。

<計画のめざす姿>

障害の有無にかかわらず、だれもが自らの選択に基づき、
互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らす社会



2. 基本視点

障害のある人を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、基本理念の実現に向けた障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を、総合的かつ計画的に実施する上での基本視点を以下の通り設定します。

(1) 障害のある人の自立支援

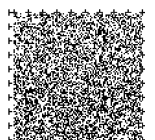
障害のある人の人権尊重と基本的自由の確保を前提として、障害のある人が必要な支援を受けながら、生活する力を高め、自らの意思決定に基づき社会のあらゆる活動に参加・参画できるよう支援します。

(2) 共生社会の実現

障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って共に社会の一員として、社会活動に参加し、安心・快適な生活を送ることができる共生社会の充実をめざします。

(3) 包括的な支援体制の充実

だれ一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、障害のある人のライフステージに応じて変化する必要な支援を一人ひとりの障害特性や生活状況に応じて、生涯にわたり切れ目のない支援を行います。また、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域での暮らしなど、障害のある人が生活を送る上で直面する困難の多様性・複雑性に応える包括的な支援体制をめざします。



3. 基本目標

めざす姿

障害の有無にかかわらず、だれもが自らの選択に基づき、
互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らす社会

5つの基本目標

基本目標Ⅰ 人としての尊厳が尊重される

すべての人の人権が尊重され、互いの違いを認め合いつつ共に暮らす社会をつくるために、障害者理解を進めるとともに、障害者差別の解消、虐待防止、権利擁護を進めます。

基本目標Ⅱ 障害のある子どもの生きる力を育む

一人ひとりの成長段階に応じて、保健・医療・福祉・教育等の必要な支援を一体的に受けられる体制づくりにより、障害のある子どもの個性と有する能力を最大限に伸ばし、将来において自分らしく生きる力を育みます。

基本目標Ⅲ 希望する暮らしを実現する

障害のある人本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定と意思表示ができるよう支援するとともに、障害のある人の地域生活に必要な相談支援、生活支援、保健・医療等一人ひとりの障害の特性や状況に応じてサービスが提供できることをめざします。

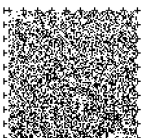
基本目標Ⅳ 暮らしやすいまちをつくる

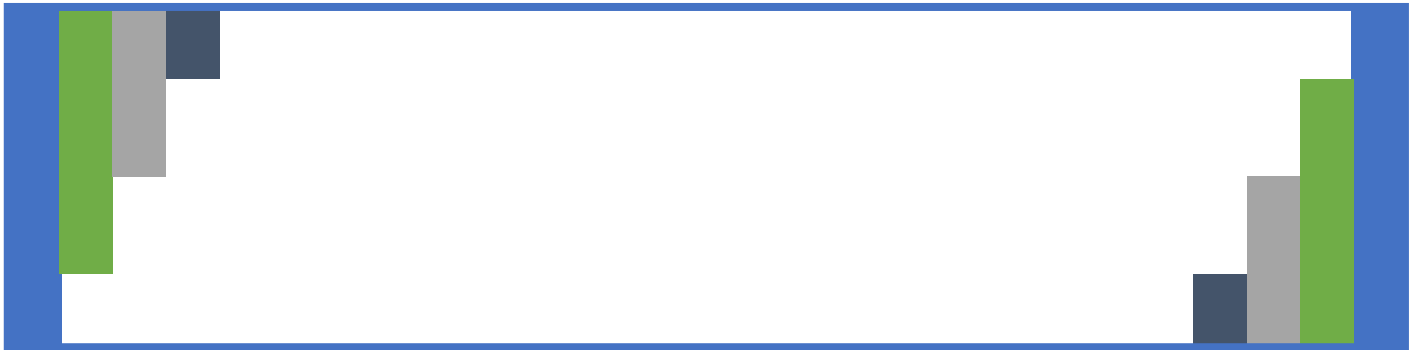
障害のある人が安心して暮らすことができるように、生活環境をデザインす

るユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりに加えて、災害時の避難や安否確認等、地域ぐるみの防災・支援対策や防犯対策を推進します。

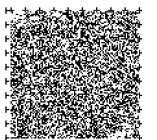
基本目標Ⅴ 社会参加し生きがいを持って暮らす

障害のある人が仕事を通じて、収入の獲得や自己実現できるよう、関係機関や事業所等との連携による就労支援を推進するとともに、文化・芸術・スポーツ等の生きがいや生活の質の向上につながる活動を支援します。



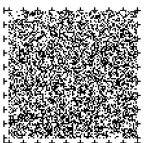


第4章 個別施策の展開



1. 施策の体系

基本目標	施策の方向	施策項目
基本目標Ⅰ 人としての尊厳が 尊重される	1 人権啓発・理解の推進	①障害や障害のある人についての広報・啓発 ②障害のある人への理解を深める取組
	2 権利擁護の推進	①障害者差別の解消
		②障害者虐待等の防止
		③権利擁護制度の利用促進
基本目標Ⅱ 障害のある子ども の生きる力を育む	1 就学前の発達支援体制 の充実	①乳幼児健診等とフォローアップ体制の充実 ②療育・支援保育の充実 ③相談体制の充実
	2 義務教育における 発達支援体制の充実	①インクルーシブ教育の推進 ②支援教育の充実
	3 放課後活動等の充実	①遊び場や放課後の居場所づくり
		②多様な体験機会の充実
		③多様な体験機会の充実
	基本目標Ⅲ 希望する暮らしを 実現する	1 生活支援体制の充実
②障害福祉サービスの充実 (障害福祉計画・障害児福祉計画)		
③情報アクセシビリティの向上		
④家族介護者への支援		
⑤経済的負担の軽減		
2 保健・医療体制の充実		①疾病の早期発見と予防 ②保健・医療・介護との連携強化
基本目標Ⅳ 暮らしやすいまち をつくる	1 生活環境の整備	①多様な住まいの確保
		②福祉のまちづくりの推進
		③外出支援の充実
	2 安全・安心な まちづくりの推進	①防災・減災対策の推進 ②防犯と犯罪被害の防止
基本目標Ⅴ 社会参加し生きが いを持って暮らす	1 就労支援の充実	①雇用機会の拡大
		②工賃の向上支援
		③職業能力の向上支援
	2 仲間づくりと 交流機会の拡大	①仲間づくりの支援
		②多様な交流機会の提供
		③文化・芸術活動への参画促進
④スポーツ・レクリエーション活動への参画促進		



2. 施策の展開

基本目標Ⅰ 人としての尊厳が尊重される

施策の方向1 人権啓発・理解の推進

課題

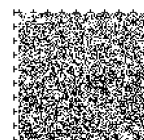
- ◎障害のある人と障害に対する理解の浸透
- ◎障害のある人との交流機会の拡大

施策の方向

- あらゆる機会を通じて、障害のある人の尊厳と人権尊重の意識向上に向けた啓発に努めるとともに、多様な参画を通じた理解促進を図ります。
- 子どもの頃から障害のある人・子どもと接する機会を持つことにより、障害のある人と障害に対する理解の浸透に努めます。
- 効果的な人権研修のあり方を検討し、職員の人権意識の向上を図ります。
- 児童・生徒が障害のある人とともに生きる社会づくりを身近な問題として捉えられるような学習や取組を推進します。

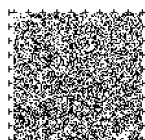
施策項目① 障害や障害のある人についての広報・啓発

No.	取組内容	担当課
1	障害のある人の人権尊重について、広く市民に向けて広報をはじめ様々な媒体を通じた啓発を進めます。	障害福祉課 人権室 関係各課
2	発達障害や学習障害（LD）、高次脳機能障害や精神障害等、外見からはわかりにくい障害特性の理解促進に努めます。	障害福祉課 こども家庭室 指導・人権教育課



施策項目② 障害のある人への理解を深める取組

No.	取組内容	担当課
3	人権研修等を通じて庁内職員の人権意識の向上を図ります。	人事課
4	広く市民に向けて、障害のある人への理解を深めるための講演会や講座等の学習機会を提供します。	障害福祉課 人権室
5	大東市障害者総合支援協議会と連携して障害のある人に関する啓発・広報活動や交流事業を推進します。	障害福祉課
6	大東市人権教育拡充事業の取組を充実するとともに、学校だよりやホームページを通じて広く市民に発信します。	指導・人権教育課
7	学校管理職及び支援教育コーディネーターに対する支援教育研修会を実施し、研修内容を全教職員に共有します。	指導・人権教育課
8	市民と接する機会が多い業務委託契約の締結時に、委託事業者に対して人権研修を実施するなど、人権啓発の推進を図る条項を設けます。	契約課 人権室 関係各課
9	小・中学校等において、障害のある人に対する理解と認識を深めるための体験学習や、障害者施設等との交流によるボランティア体験学習などを進めます。	指導・人権教育課
10	民生委員児童委員、校区福祉委員等地域の福祉活動の担い手に対して、障害についての理解や障害のある人を支援するために必要な基本的知識の普及を図ります。	福祉政策課



施策の方向2 権利擁護の推進

課題

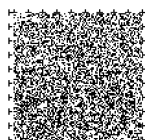
- ◎障害のある人への差別や偏見の解消
- ◎障害のある人に対する虐待の防止と早期対応
- ◎判断能力に支援が必要な人への権利擁護

施策の方向

- 事業所等に対する障害者差別解消法の周知徹底と合理的配慮の実施に向けて取り組みます。
- 障害のある人に対する虐待防止の啓発と早期発見・早期対応の体制を整備します。
- 障害のある人の日常生活や金銭管理等の権利擁護のために適切に対応します。

施策項目① 障害者差別の解消

No.	取組内容	担当課
11	市民、事業所等に対して障害者差別解消法の周知を行い、障害のある人に対する合理的配慮の提供に結びつけます。	障害福祉課
12	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する大東市職員等対応要領」に基づき、職員等に対して障害の特性理解と障害のある人へ適切に対応するための研修・啓発を実施します。	全課
13	障害のある人への差別の解消を推進するため、市域における様々な関係機関が差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークを構築します。	障害福祉課
14	業務委託締結時に、契約書条文に委託契約者に対して障害者差別解消法に関する対応指針の遵守に関する条項を設け、障害を理由とする差別の解消を推進します。	障害福祉課 契約課 関係各課
15	選挙当日に手話通訳者の配置や投票支援カードの活用、代理投票、点字投票などによる意思表示支援を行います。	選挙管理委員会 事務局



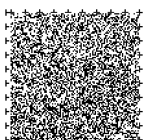
No.	取組内容	担当課
16	広報「だいとう」を要約した「声の広報」「点字広報」を作成し、希望者に配布するとともに、音声情報をウェブサイトにて配信します。	秘書広報課
17	議場内に設置するモニターや本会議のライブ中継において会議音声の字幕表示を行うとともに、「声の議会だより」の作成と希望者への送付を行います。	議会事務局

施策項目② 障害者虐待等の防止

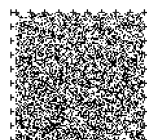
No.	取組内容	担当課
18	養護者を含む市民、企業、社会福祉施設等に対する虐待防止研修や啓発の実施と障害者虐待通報窓口の周知を行います。	障害福祉課 高齢介護室
19	大東市障害者虐待防止センターにおいて通報を受け付け、事実確認、訪問、対応検討会議等を実施して検証し、必要な指導、助言、支援を行います。	障害福祉課
20	大東市障害者虐待防止連絡会議において、個別のケース検討及び振り返り等を行い、虐待の予防及び解決に至るシステムの検討を行います。	障害福祉課
21	障害のある児童や高齢者への虐待については大東市児童虐待防止連絡会議、大東市高齢者虐待防止対策委員会との連携を図り、障害者虐待対応力の向上を図ります。	障害福祉課 高齢介護室 こども家庭室

施策項目③ 権利擁護制度の利用促進

No.	取組内容	担当課
22	判断能力が十分でない障害のある人が、生活上の援助や福祉の向上が図られるよう、日常生活において金銭管理やサービス利用支援等を受けることができる日常生活自立支援事業について当事者や家族に対する周知を図り、利用を促進します。	福祉政策課 障害福祉課 高齢介護室



No.	取組内容	担当課
23	<p>成年後見制度を必要とする相談に対しては、障害者相談支援事業所等と連携して、必要な援助を実施します。</p> <p>また、成年後見制度の周知拡大と制度を必要とする人に十分な情報が行き届くよう、周知に努めます。</p>	福祉政策課 障害福祉課 高齢介護室
24	<p>成年後見制度を必要とする人の状況に応じ、制度が必要な人の早期発見や対応、後見決定後も継続した支援を行えるよう、地域連携ネットワークの構築について検討します。</p>	障害福祉課 高齢介護室 福祉政策課
25	<p>大東市障害者総合支援協議会内相談支援ネットワーク会議等により、障害のある人の権利擁護の制度に関する研修を実施します。</p>	障害福祉課 高齢介護室 福祉政策課



基本目標Ⅱ 障害のある子どもの生きる力を育む

施策の方向1 就学前の発達支援体制の充実

課題

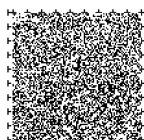
- ◎就学前児童における相談ニーズへの対応
- ◎支援の必要な就学前児童に対する支援体制の整備
- ◎関係機関と連携した伴走型相談支援の充実

施策の方向

- 支援が必要な子どもの早期発見・早期療育を推進して、適切な支援につなげるよう各関係機関と連携した支援を行います。
- 療育・支援保育の質の向上と保護者に対する相談支援を充実します。
- 就学前施設における支援が必要な児童の受入体制の充実を図ります。

施策項目① 乳幼児健診等とフォローアップ体制の充実

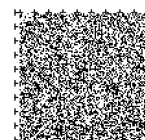
No.	取組内容	担当課
26	乳幼児健診やすくすく健診、すこやか健診等の健診、及び保健師等の家庭訪問や保護者からの相談等により、適切な支援につなげるよう各関係機関との連携のもとに伴走型相談支援を行います。	地域保健課
27	乳幼児健診でフォローが必要とされた乳幼児に対し、親子で一緒に遊びながら育児の方法を学び、安心して子育てができるように育成し、関係機関との連携のもと支援します。	地域保健課
28	小学校入学前健康診断において疾病等又は異常の疑いが認められる場合には、医療機関への受診を勧奨します。	学校管理課



No.	取組内容	担当課
29	小・中学校において、児童・生徒の健康保持と疾病等予防を目的に、健康診断を実施し、疾病等又は異常の疑いが認められる場合には、健康診断結果等を提供し、医療機関への受診を勧奨します。	学校管理課

施策項目② 療育・支援保育の充実

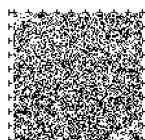
No.	取組内容	担当課
30	保護者や園のニーズにきめ細やかに応えられるよう、発達相談員による巡回相談の体制強化と質の向上を進めます。	こども家庭室
31	発達障害等の早期発見を念頭において、障害理解を含めた人権尊重の視点に立った保育士・幼稚園教諭に対する乳幼児期の発達や保育に関する研修の充実と参加促進に努めます。	こども家庭室 指導・人権教育課
32	幼稚園、小・中学校からの発達相談依頼に対し、巡回による発達相談を実施するとともに、検査後に保護者相談、教職員相談及び管理職とのカンファレンスの実施により支援を充実します。	指導・人権教育課
33	保育所等の入所希望児童に対して、事前に発達状況の調査を行い、必要な場合は各園と連携を図り、児童の発達状況に応じた保育の実施につなげます。	こども家庭室
34	公立・民間共に支援の必要な子どもに対する保育士加配を行うなど、障害児の受け入れ体制を整備します。	こども家庭室
35	子どもの人権尊重の視点に立って、一人ひとりの子どもの特性や発達段階での課題に対応できるよう、人権保育研修の実践及び外部研修への参加を推進します。	こども家庭室 指導・人権教育課
36	就学前の巡回相談の内容を就学後の学校に引き継ぎ、切れ目のない適切な支援が行えるように関係機関の連携を強化します。	こども家庭室
37	一人ひとりに合わせた個別の指導計画を作成し、自由遊びや設定遊び、個別指導、機能訓練などに子どもが主体的に活動できる生活や遊びを取り組みます。	こども家庭室



No.	取組内容	担当課
38	保育所（園）、認定こども園に入所している全児童の保育要録及び障害児保育にかかる個別の指導計画を作成し、各小学校に送付し切れ目のない支援につなげます。	こども家庭室
39	障害の程度や発達の段階に応じて、一人ひとりの可能性を伸ばせるよう、保育所（園）や認定こども園、幼稚園の教職員研修の充実に努めます。	こども家庭室 教育研究所
40	大東市医療的ケア児等支援連絡協議会の活動を通じて、医療的ケアを必要とする子どもとその保護者への支援を行います。	こども家庭室 障害福祉課
41	医療的ケアを必要とする児童が安心安全に園生活を送ることができるよう、看護師の安定的な配置と専門性の向上に努めます。	こども家庭室

施策項目③ 相談体制の充実

No.	取組内容	担当課
42	親子保育での保護者の相談対応や保護者教室などの勉強会を開催して、保護者に対する療育支援に取り組みます。	こども家庭室
43	定期健診や巡回発達相談等において気づいた支援の必要な児童が早期に療育を受けられるよう相談支援と通所支援の支給決定を行います。	こども家庭室
44	巡回・発達相談において支援の必要な幼児・児童・生徒及び保護者や教職員に対し、臨床心理士等による保育・授業観察を実施し、相談・助言等を行うとともにユニバーサルデザインの学校園づくりについても助言を行います。	こども家庭室 指導・人権教育課
45	巡回相談の場において、保護者の障害受容を支えながら、療育、医療機関、福祉サービス等の必要な情報提供を行います。	こども家庭室 地域保健課



施策の方向2 義務教育における発達支援体制の充実

課題

- ◎発達障害のある児童に対する支援体制の充実
- ◎インクルーシブ教育の推進
- ◎支援教育の質の向上

施策の方向

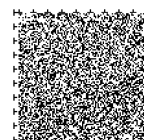
- 子どもの発達段階に応じて、切れ目なく一人ひとりの状況に対応する支援が行える体制を充実します。
- 通常学級におけるユニバーサルデザインの授業づくりを推進します。
- 医療的ケア児の受け入れ体制の拡大を図ります。

施策項目① インクルーシブ教育の推進

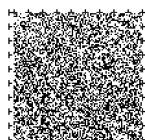
No.	取組内容	担当課
46	多様性を尊重し、個別アプローチと全体からのアプローチの双方向からの支援教育を実施し、あらゆる子どもたちが共に学ぶインクルーシブ教育を推進します。	指導・人権教育課

施策項目② 支援教育の充実

No.	取組内容	担当課
47	支援が必要な児童の就学にあたっては、就学前教育・保育施設又は子ども発達支援センターが相談窓口となり、保護者教室、小学校学校見学・学校相談日などを活用しながら、本人の教育ニーズに合わせた就学支援を行います。	指導・人権教育課 こども家庭室
48	私立幼稚園における支援の必要な児童の状況を把握し、福祉部局との連携のもと就学相談を実施して、個々の教育ニーズに合わせた就学支援を行います。	指導・人権教育課
49	支援の必要な児童・生徒に対して「個別の教育支援計画・指導計画」を作成して、個々の必要性に応じた合理的配慮のもと、きめ細やかな教育・支援を充実します。	指導・人権教育課



No.	取組内容	担当課
50	通級指導教室を利用する児童生徒の状況に応じて、適正な設置計画のもとで通級指導教室を設置し、支援教育支援員、支援学級在籍児童・生徒に対する介助員を配置するなど基礎的環境整備を行うとともに、担当者の専門性や授業力等の向上を図ります。	指導・人権教育課
51	すべての子どもにとってわかりやすい授業となるよう、情報伝達や表現方法の多様化などユニバーサルデザインの視点に立った授業づくりを推進します。	指導・人権教育課
52	支援教育コーディネーターの専門性を向上するための研究活動や人材育成に向けた校内システムを充実します。	指導・人権教育課
53	「働くこと」がイメージできるよう多様な仕事や人にふれる経験やソーシャルスキルトレーニングに取り組みます。	指導・人権教育課
54	大東市医療的ケア児等支援連絡協議会の活動を通じて、医療的ケアを必要とする子どもとその保護者への支援を行います。	指導・人権教育課 障害福祉課
55	医療的ケアを必要とする児童・生徒が安心安全に学校等生活を送ることができるよう、看護師資格のある介助員の安定的な配置と専門性の向上に努めます。	指導・人権教育課



施策の方向3 放課後活動等の充実

課題

- ◎障害のある子どもの放課後活動の充実
- ◎障害のある子どもに対する多様な体験学習の充実
- ◎放課後の居場所づくり

施策の方向

- 障害の有無にかかわらず、安心して過ごせる居場所や多様な体験機会の提供を推進します。
- 障害の有無にかかわらず、子どもが参加できるイベント等を充実します。

施策項目① 遊び場や放課後の居場所づくり

No.	取組内容	担当課
56	だれもが安心して利用できる魅力的な公園にするため、地域のニーズに応じた都市公園の再整備を進めます。	みどり課
57	市内小学校において、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室において、子どもが安全に過ごせる場を確保します。	家庭・地域教育課
58	個別療育や集団療育を行う放課後等デイサービスの整備を推進します。	こども家庭室
59	地域全体で子どもたちの成長を支えるために、地域教育協議会及び学校運営協議会を各中学校区に設置し、学校・地域・家庭等が相互に連携する地域とともにある学校づくりを推進します。	教育企画室

施策項目② 多様な体験機会の充実

No.	取組内容	担当課
60	障害のある子どもが、地域の中で交流が図られるよう、障害児通所支援事業所と公立保育所との交流を推進します。	こども家庭室



基本目標Ⅲ 希望する暮らしを実現する

施策の方向1 生活支援体制の充実

課題

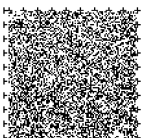
- ◎相談支援体制の充実
- ◎在宅生活を支える障害福祉サービスの質の向上
- ◎障害特性に応じた情報アクセシビリティの向上
- ◎家族支援の充実

施策の方向

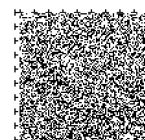
- 大東市相談支援ネットワークを中心に関係機関の連携を図り、適切なサービス利用につなげられるよう努めます。
- 大東市相談支援ネットワークの活動を推進して、相談支援専門員の技術向上を図ります。
- 質の高い障害福祉サービスが提供されるよう、研修機会の拡大を図ります。
- 障害のある人の家族に向けた負担軽減や当事者同士の交流機会の拡大を図ります。

施策項目① 相談支援体制等の充実

No.	取組内容	担当課
61	障害種別や障害の程度、家族の状況などによる様々なニーズに対応できるよう、障害特性の理解や地域生活の継続に必要な制度や地域での支援活動の把握、支援手法の取得など、相談支援専門員の研修の充実と支援技術の向上を図ります。	障害福祉課 こども家庭室
62	保育所（園）、認定こども園、幼稚園、学校などと福祉・保育・医療などとの連携により切れ目のない支援に努めます。また、関係機関の連携によるきめ細やかな相談支援のあり方を大東市障害者総合支援協議会などで検討していきます。	障害福祉課 こども家庭室 指導・人権教育課
63	障害のある人の日常生活に即した課題に対する相談や、当事者相談、サービス利用に関する相談などに対応するため、基幹相談支援センターや相談支援事業所の周知を図ります。	障害福祉課

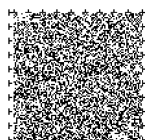


No.	取組内容	担当課
64	障害特性やニーズに応じた支援を行うため配置されている身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員について、障害のある人や家族に対して周知を図ります。	障害福祉課
65	民生委員児童委員は、地域の最も身近な相談員として周知を強化します。	福祉政策課
66	小学校区ごとに配置しているコミュニティソーシャルワーカーが、福祉の何でも相談窓口として対応することを市民に広く周知します。	福祉政策課
67	相談支援事業所や地域包括支援センターなど様々な専門機関との連携を強化し、障害のある人やその家族の多様なニーズに対応したきめ細かな支援の充実を図ります。	障害福祉課 高齢介護室
68	相談支援事業をはじめ、地域の障害福祉システムを構築するための中核的な役割を果たす協議の場として、「大東市障害者総合支援協議会」のもと、今後も制度などを超えたネットワークづくりをするためのシステムについて検討します。	障害福祉課 関係各課
69	大東市障害者自立ネットワークは障害のある人の自立と社会参加の促進を図るため、市内の通所施設の多くが参加している組織であり、今後も、障害のある人の社会参加や健康の保持・増進などのための行事や活動などを促進するとともに、協議体として連携を図ります。	障害福祉課
70	相談支援事業所や地域包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、民生委員児童委員協議会、コミュニティソーシャルワーカーなどとの連携を強化し、支援を必要とする障害のある人の把握に努めるとともに、適切なサービス利用につなげ、自立の支援を図ります。	障害福祉課 福祉政策課 こども家庭室 高齢介護室
71	相談支援体制の現状把握や課題分析により、包括的な支援体制の整備に努めます。	福祉政策課 障害福祉課 こども家庭室 高齢介護室



施策項目② 障害福祉サービスの充実（障害福祉計画・障害児福祉計画）

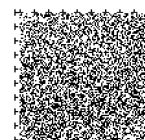
No.	取組内容	担当課
72	障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づく適切なサービスの提供を行います。	障害福祉課 こども家庭室
73	障害のある人の希望する暮らしの実現につながるようサービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成を推進します。	障害福祉課 こども家庭室
74	市内におけるニーズに応じたサービス提供事業所の確保に努めます。	障害福祉課
75	市独自制度である医療的ケア児通学支援サービスを継続し、医療的ケア児通学の機会及び事業所の確保に努めます。	障害福祉課
76	大東市障害者総合支援協議会において地域課題の把握とともに、課題解決のための方策の検討を行い、課題解決に向けた取組を推進します。	障害福祉課
77	重度の障害のある人に対して医療費の助成を行い経済的負担の軽減を図ります。	障害福祉課
78	大阪府医療的ケア児支援センターならびに医療的ケア児等コーディネーターと連携して、医療的ケア児（者）に必要なサービスの情報収集及び情報提供を行います。	障害福祉課
79	難病患者に対する相談支援及び生活支援の充実を図ります。	障害福祉課
80	福祉人材の確保・定着に向け、労働条件や労働環境の改善を大阪府を通じて国へ働きかけていきます。	障害福祉課
81	親亡き後を見据えて、障害のある人の地域生活支援拠点の整備と機能の充実を図ります。	障害福祉課
82	市内の入所施設に対して、入所者の地域移行の意向確認のための個別支援会議への協力依頼を行います。	障害福祉課
83	入所施設が地域の社会資源として地域と施設が相互に関わりを持てる機会の創出に努めます。	障害福祉課
84	障害のある高齢者が、障害福祉施策から介護保険制度の利用へ円滑に移行できるよう関係機関の情報共有を強化します。	障害福祉課 高齢介護室



No.	取組内容	担当課
85	市職員及び相談支援専門員が大阪府の障害支援区分認定調査研修を受け、適切な認定や利用者一人ひとりの実情に応じた支給決定を行います。	障害福祉課
86	障害支援区分認定等に不服がある場合の審査請求制度について周知するとともに、審査請求があった場合には速やかに対応を行います。	障害福祉課
87	サービス提供事業者に対して、事業に対する第三者評価機能の充実を促進します。	障害福祉課 こども家庭室
88	事業所等の運営が健全かつ円滑に行われるため、指定特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所に対する実地指導などを行います。	障害福祉課 こども家庭室

施策項目③ 情報アクセシビリティの向上

No.	取組内容	担当課
89	大東市手話施策推進方針に基づき、手話への理解促進及び手話の普及、手話による情報取得等に関する各種事業を実施します。	障害福祉課 関係各課
90	市主催事業において要約筆記や手話通訳を行います。	障害福祉課 関係各課
91	市の観光情報や魅力発信において、障害のある人を念頭においた情報発信に努めます。	秘書広報課
92	選挙公報等の情報提供において、やさしい版や音声版、点字版の作成など、意思決定の前提となる情報理解の支援を行います。	選挙管理委員会 事務局



施策項目④ 家族介護者への支援

No.	取組内容	担当課
93	市や相談支援専門員がサービス利用相談時の聞き取り調査において、家族の健康状態、障害状態、悩みごとなども把握し、必要に応じて情報提供や支援機関につなぎます。	障害福祉課 こども家庭室
94	障害のある人や子どもの家族交流会を開催し、情報交換や交流の機会づくりを支援します。	障害福祉課 こども家庭室
95	高次脳機能障害等の当事者活動など、市域を超えた情報収集と提供に努めます。	障害福祉課
96	家族介護者のレスパイトケアのためのサービス利用を支援します。	障害福祉課 こども家庭室

施策項目⑤ 経済的負担の軽減

No.	取組内容	担当課
97	障害基礎年金等の公的年金制度の周知や各種福祉手当制度の周知と利用促進を行います。	障害福祉課 こども家庭室 保険年金課
98	障害のある子どもがいる家庭に対する保育料やサービス利用料の減額を行います。	こども家庭室
99	特別支援学級在籍の児童・生徒の家庭に対し、特別支援教育就学奨励費による教育扶助を行います。	指導・人権教育課 教育総務課



施策の方向2 保健・医療体制の充実

課題

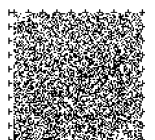
- ◎医療的ケアが必要な人への支援体制の充実
- ◎障害のある人に対する保健サービスの充実
- ◎医療機関との連携体制の強化

施策の方向

- 障害福祉サービス等の提供にあたっては、障害のある人の意向を尊重し、意思決定への支援を行い、本人が望む暮らしの実現をめざすとともに、保健・医療・介護との連携を強化します。
- 高次脳機能障害のある人や医療的ケアが必要な人とその家族への支援を充実します。

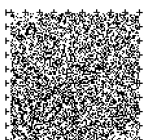
施策項目① 疾病の早期発見と予防

No.	取組内容	担当課
100	学校や事業所で健診を受ける機会のない15歳以上40歳未満の市民を対象に実施する、健康診査において障害特性に配慮した対応に努めます。	地域保健課
101	40歳～74歳で国民健康保険に加入している市民を対象に実施する、特定健診や特定保健指導において障害特性に配慮した対応に努めます。	地域保健課



施策項目② 保健・医療・介護との連携強化

No.	取組内容	担当課
102	障害のある人が、スムーズに在宅復帰や社会復帰が果たせるよう、継続したりハビリテーションが受けられるために医療機関などとの連携をすすめます。	障害福祉課 地域保健課
103	大東市障害者総合支援協議会及び医療的ケア児等支援連絡協議会と医師会や大東市・四條畷市訪問看護ステーション連絡会との連携を強化します。	障害福祉課 地域保健課
104	医師会や歯科医師会と連携した、かかりつけ医の啓発や地域の医療資源の情報発信を行います。	地域保健課
105	成人期の発達障害のある人を対象に、大阪府による「相談支援のための発達障がい者支援プログラム」を関係機関に周知するなどし、連携した支援体制を構築します。	障害福祉課
106	「大阪府高次脳機能障がい相談支援センター」や「地域支援ネットワーク」と連携して、高次脳機能障害のある人とその家族の支援の充実に努めます。	障害福祉課
107	保健所と連携し、こころの健康相談機能の充実に努め、自殺予防の普及・啓発に努めます。	地域保健課
108	大東市医療的ケア児等支援連絡協議会及び医療的ケア児等コーディネーターを中心として、家族への情報発信等を行います。また、医療的ケアに関わる支援者との情報共有及び課題抽出を行い、連携強化を図ります。	障害福祉課



基本目標Ⅳ 暮らしやすいまちをつくる

施策の方向1 生活環境の整備

課題

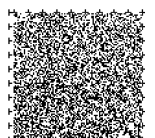
- ◎障害のある人が安心してまちのなかで活動できる生活環境の整備
- ◎障害のある人の地域における自立生活を実現するための住まいの確保
- ◎外出支援の充実

施策の方向

- だれにとっても安全・安心なまちづくりを計画的に進めます。
- バリアフリー化とユニバーサルデザインの視点に立った公共施設の整備を推進します。
- 障害のある人の住まいについては既存住宅のバリアフリー化のための支援を行う等の住宅・住環境の整備を進めます。
- 障害のある人が安心して外出できる支援を進めます。

施策項目① 多様な住まいの確保

No.	取組内容	担当課
109	大東市グループホーム等開設等補助金制度による開設支援を行うとともに、国・府に対して医療的ケア児（者）や強度行動障害のある人のグループホームの設置に向けた制度設計の働きかけを行います。	障害福祉課
110	市営住宅の空き室をグループホームとして活用することを継続します。	市営住宅管理課 障害福祉課
111	障害のある人の住宅への居住を支援するため、居住サポート事業を実施します。	障害福祉課



施策項目② 福祉のまちづくりの推進

No.	取組内容	担当課
112	「大阪府福祉のまちづくり条例」やバリアフリー法に基づき、新設施設の整備や既存施設の改善を計画的に進めます。	開発指導課 関係各課
113	バリアフリー基本構想特定事業計画に基づき、バリアフリー基本構想協議会において進捗管理、検証を実施して、計画的に整備を進めます。	都市政策課 道路課
114	各校の長寿命化改良工事や修繕において、合理的配慮の必要性に応じた施設・設備のバリアフリー化を進めます。	学校管理課
115	障害のある人をはじめ、だれもが移動しやすいよう、段差解消など利用しやすい道路の計画的整備を進めます。	道路課
116	警察と連携して、必要箇所に交通安全機器施設の設置を進めます。	道路課
117	市内全域の交通不便地域を中心に、公共交通の整備、再構築を検討します。	交通政策課
118	車いすの人などが移動しやすいように、自転車の歩道走行や歩道上の駐車・駐輪、商品のはみ出し展示など、通行の妨げとなる行為をなくすよう、市民のマナーの向上を呼びかけます。	交通政策課 道路課 市民政策課
119	市営住宅の建て替えにあたっては、関係法令を遵守し、障害のある人に配慮した住宅の建設を進めます。	資産経営課
120	大東市障害者等日常生活用具給付事業「居宅生活動作補助用具」や介護保険による住宅改修及び大阪府重度障がい者等住宅改修助成事業の活用支援を行います。	障害福祉課 高齢介護室

施策項目③ 外出支援の充実

No.	取組内容	担当課
121	外出時に車いすを常用している人など、外出において支援が必要な人に対し、ヘルパーによる外出時の移動支援を行います。	障害福祉課



No.	取組内容	担当課
122	重度障害のある人の社会参加の促進や日常生活の利便性の向上及び経済的負担の軽減を図るため、福祉タクシー利用券を交付します。	障害福祉課
123	障害のある人で公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に、通院や通所、レジャー等を目的に有償で行う福祉車両による移送サービスについて、事業所及び運転者の増加を図ります。	高齢介護室
124	障害のある人が利用できる公共交通機関の各種運賃や料金の割引制度の周知を図ります。	障害福祉課

施策の方向2 安全・安心なまちづくりの推進

課題

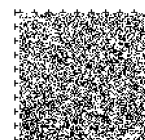
- ◎障害のある人に対する災害時の情報取得の確保
- ◎障害のある人の災害時の支援体制の充実
- ◎消費者被害等の予防対策と支援の強化

施策の方向

- 災害時の避難等に配慮を要する人を把握し、適切な支援体制を構築します。
- 障害特性に応じた情報伝達や避難行動の支援、地域防災訓練など地域防災力の向上に向けた取組を進めます。
- 障害のある人に対する消費者被害等の啓発や予防教育を推進します。

施策項目① 防災・減災対策の推進

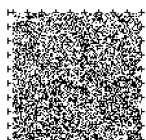
No.	取組内容	担当課
125	災害時の避難・救助を円滑に進めるために、災害時の避難に特に配慮を要する障害のある人の名簿（「避難行動要支援者名簿」）の更新及び個別避難計画の作成を進めます。	危機管理室 障害福祉課 高齢介護室
126	消防や警察、自主防災組織に対して避難行動要支援者名簿の提供を行い、災害時の支援体制づくりに活用しています。	危機管理室



No.	取組内容	担当課
127	災害協定を締結している福祉避難所施設と関係各課が連携して、福祉避難所の開設訓練を実施します。	危機管理室 障害福祉課 高齢介護室 こども家庭室
128	過去の防災訓練等の経験を踏まえて、関係各課と福祉避難所運営マニュアルの作成に取り組みます。	危機管理室 福祉政策課 障害福祉課 高齢介護室 こども家庭室
129	防災行政無線や緊急速報メール、防災アプリ等による情報発信を行うことに加えて、障害特性に応じた発信方法の拡充に努めます。	危機管理室
130	障害のある人が防災訓練に参加できるよう関係機関や関係各課と連携を図るとともに、周知方法の工夫に努めます。	危機管理室

施策項目② 防犯と犯罪被害の防止

No.	取組内容	担当課
131	消費者被害に遭うリスクが高い障害のある人等の特性に配慮した情報提供・啓発活動を行い、被害防止に向けて福祉部局との連携強化を図ります。	市民政策課
132	防犯員などによる地域での見回り活動を推進します。	市民政策課



基本目標Ⅴ 社会参加し生きがいを持って暮らす

施策の方向1 就労支援の充実

課題

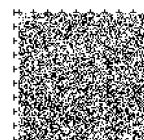
- ◎障害特性に応じた就労支援
- ◎働く障害のある人の所得及び収入の向上
- ◎市内企業における障害者雇用率の法令順守と障害者雇用拡大

施策の方向

- 事業所における障害と障害のある人への理解を促進するとともに、一般就労をめざす人が安心して働き続けられるような支援に取り組みます。
- ハローワーク等と連携した就労機会の拡大を図ります。
- 就労継続支援事業所で働く人の工賃向上に向けた支援を行います。
- 本市におけるインターンシップ事業の促進を図ります。
- 市内企業における障害者雇用の拡大に向けた働きかけを推進します。

施策項目① 雇用機会の拡大

No.	取組内容	担当課
133	ハローワーク等と連携し、障害者雇用に関する事業所への助成制度等の情報提供を行い、障害者雇用を働きかけます。	産業経済室
134	地域就労支援センターにおいて障害のある人の就職相談に対応し、相談支援事業所や就労移行支援事業所などの障害福祉サービス事業所と連携した就労支援に取り組むとともに、就職後の職場定着に関する相談支援を行います。	産業経済室 障害福祉課
135	北河内東障害者就業・生活支援センターと連携して、市内事業所における職場見学や就労体験等を実施して、一般就労への移行を推進します。	産業経済室 障害福祉課
136	障害のある人等の就労意欲を高め、就労後の職場定着の促進を図るための障害者等インターンシップ助成金の活用を促進します。	産業経済室



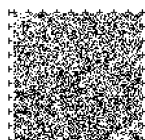
No.	取組内容	担当課
137	大東市障害者総合支援協議会と連携して、ハローワーク出張就労相談等を開催するなど就労支援を行います。	障害福祉課
138	障害者雇用率に関する法改正情報の周知を図り、障害者雇用率達成の働きかけを行います。	産業経済室
139	指定管理者の募集にあたり、障害者法定雇用率の達成及び障害者等就職困難者の積極雇用を募集条件に設定します。	資産経営課
140	本市における障害のある人の法定雇用率の達成と維持を図ります。	人事課

施策項目② 工賃の向上支援

No.	取組内容	担当課
141	ウェブページやSNSの活用、出店販売により授産製品等の販売促進を行います。 また、障害者優先調達推進法に基づき、物品及び役務の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ります。	障害福祉課 全課

施策項目③ 職業能力の向上支援

No.	取組内容	担当課
142	障害のある人の職業能力を高めるため、就労移行支援事業所や大阪障害者職業能力開発校における訓練など、情報の提供を図ります。	障害福祉課
143	本市において大東市障害者インターンシップ事業を実施することで、庁内における障害者雇用の理解を深め、障害のある人の雇用・就労の機会を創出します。	産業経済室 障害福祉課 人事課



施策の方向2 仲間づくりと交流機会の拡大

課題

- ◎障害の有無にかかわらず気軽に参加できる居場所づくり
- ◎障害のある人の文化・芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実

施策の方向

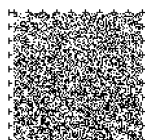
- 障害のある人が、多様な社会参加の機会を得られるように、当事者活動の支援や、生きがいや楽しみにつながる社会参加機会の拡大を図ります。
- 身近な地域で、障害の有無にかかわらず集える居場所づくりを推進します。
- 当事者団体の主体的な活動の充実に向けた支援を行います。

施策項目① 仲間づくりの支援

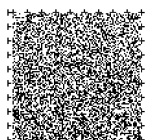
No.	取組内容	担当課
144	障害のある人からの相談に応じ、本人が希望する情報の提供に努め、当事者の活動を促進します。	障害福祉課
145	障害者団体の活動周知と活動支援等を行います。	障害福祉課
146	大東市社会福祉協議会による、地域活動の拠点「RiBBON」の運営支援を行います。	福祉政策課

施策項目② 多様な交流機会の提供

No.	取組内容	担当課
147	障害のある児童やその家族などが、身近な地域で地域住民などと交流できるよう、子育てサロン活動など校区福祉委員会の活動を促進します。	福祉政策課
148	校区福祉委員会が要援護者を見守り、声かけ訪問などを行うとともに、小地域ネットワーク活動として地域でのふれあいの場となるサロンの設置などを促進します。	福祉政策課



No.	取組内容	担当課
149	子どもから高齢者まで、また、障害のある人などだれでも気軽に集い、話をしたり遊んだり、悩みを相談したりできるような場づくりを推進します。	福祉政策課
150	支援学校児童等及び保護者と地域の支援学級在籍児童等と保護者の交流行事を促進します。	指導・人権教育課
151	中学校区単位で設置している地域教育協議会の活動の中で、地域でのふれあいの機会と地域住民の活動の充実を図るため、地域住民の参加を促します。	教育企画室
152	地域と障害福祉サービス事業所との連携により、地域住民と障害のある人のふれあいと交流の機会をつくり、障害のある人及び事業所への理解促進を図ります。	障害福祉課
153	障害者団体同士が相互の理解を深めることができるよう、交流の促進を図ります。	障害福祉課
154	地域で障害のある人の意思疎通支援や相互理解を促進するため、社会福祉協議会や関係団体等と連携し、市民の手話や要約筆記、音訳、点訳の学習の促進を図ります。	障害福祉課 福祉政策課
155	障害のある人やその家族に対してきめ細やかな福祉活動を展開できるよう、ボランティアやNPO活動の育成・支援を図ります。	市民政策課 福祉政策課
156	障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害福祉サービスや介護保険サービスの適切な利用を促進するとともに、校区福祉委員会やボランティア団体などの見守り・支援活動などを促進し、それぞれが連携・協力してきめ細かなサービスの提供に努めます。	障害福祉課 高齢介護室 福祉政策課
157	障害のある人の多様なニーズに対応するため、大東市社会福祉協議会などとの連携を図り、企業や商店などとの連携を強化し、ボランティア活動など企業の貢献活動の促進を図ります。	福祉政策課



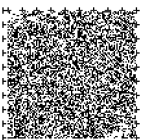
施策項目③ 文化・芸術活動への参画促進

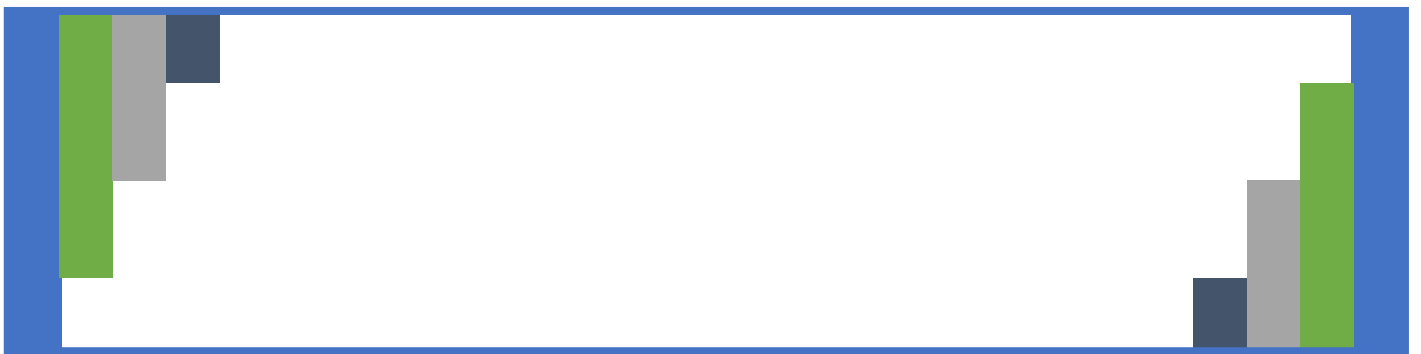
No.	取組内容	担当課
158	障害のある人の趣味や創作活動などを行う講座などの参加の機会について周知を図り、障害のある人の社会参加の促進を図ります。	障害福祉課
159	障害のある人の芸術文化への参加や鑑賞の機会の拡充を図ります。	障害福祉課 生涯学習課
160	障害のある人をはじめ、だれもが気軽に交流をする中で趣味の活動などを続けられるよう、公民館や集会所などを活用した地域でのサークル活動を促進します。	生涯学習課

施策項目④ スポーツ・レクリエーション活動への参画促進

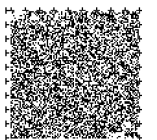
No.	取組内容	担当課
161	障害者スポーツ活動の振興・充実を図るため、障害者スポーツのすそ野の拡大や選手の競技力向上に向けた各種の障害者スポーツ振興に関する取組を一層、促進します。	スポーツ振興課 障害福祉課
162	スポーツやレクリエーション活動を通じて障害のある人の体力向上を図り、近隣市の障害のある人の親睦と交流の輪を広げます。	障害福祉課
163	障害者スポーツのデモンストレーションと体験、ニュースポーツの紹介や体験などの機会を提供するなど、障害のある人、子ども、高齢者が一緒に参加して、体力などに応じた範囲でだれもが参加、競技できるスポーツの祭典を開催します。	スポーツ振興課
164	障害の有無にかかわらず参加できる地域ファミリースポーツ大会への障害のある人の参加を促進します。	スポーツ振興課
165	地域での複数のスポーツを指導しながら、地域の子育てを共に考えたり、交流を深めるため、総合型スポーツクラブ事業を推進します。	スポーツ振興課







第5章 計画の実効的な推進



1. 計画の推進体制

(1) 全庁的な取組

本計画は障害のある人の生活全般に関わることから、その取組は、保健・医療・福祉、人権、教育、産業・雇用・就労、スポーツ・文化、住宅、交通、まちづくり、防災等、市政のほぼすべての分野に渡っています。

施策の実施にあたって、障害のある人と家族のニーズを的確に把握しながら、計画を全庁的に推進するため、関係各課及び施策間の調整・連携を図ります。

(2) 大東市障害福祉計画の策定

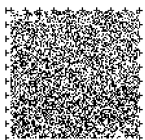
障害福祉サービス等の目標値と見込量については、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいて策定する「大東市障害福祉計画」（障害福祉計画及び障害児福祉計画）において具体的に設定します。

「大東市障害福祉計画」では、国及び大阪府の基本指針等を踏まえて、計画の進捗状況の分析や評価を行った上で、適切な目標値と見込み量を設定します。

(3) 市、当事者、市民、事業者、企業等多様な主体の協働による取組

本計画において示されている、障害及び障害のある人についての理解と啓発や、障害福祉サービス等の提供、障害のある人と地域の関わり、防犯・防災活動等、多くの取組は、多様な主体の参画が不可欠となります。

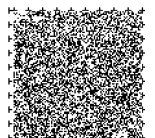
当事者団体をはじめサービス提供事業者等から構成される「大東市障害者総合支援協議会」のほか、大阪府、大東市社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、校区福祉委員会等関係機関や地域団体、当事者団体、市民、事業者、企業等との連携と協働による取組を推進していきます。

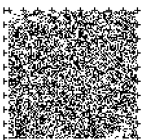


2. 計画の進行管理

本計画の進捗状況の把握等進行管理については、点検・評価を実施し、施策・事業の見直し、改善につなげます。

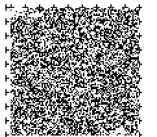
また、障害福祉計画において記載されたサービスについては、定期的に調査、分析及び評価を行い、進捗状況等を把握するとともに、「大東市障害者総合支援協議会」で協議する等、連携して進めていきます。







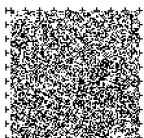
資料編



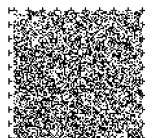
1. 計画の策定経過及び策定体制

第5次大東市障害者長期計画策定の経過

年月日	事項	内容
令和7年 6月26日	第1回 第5次大東市障害者長期計画策定委員会	1 議事 (1)第5次大東市障害者長期計画骨子案について (2)スケジュールについて (3)アンケート調査票案について
7月2日	第1回 第5次大東市障害者長期計画作成市民会議	1 委嘱状交付 2 会長・副会長選出 3 議事 (1)第5次大東市障害者長期計画骨子案について (2)スケジュールについて (3)アンケート調査票案について
8月4日～ 8月22日 9月4日～ 9月30日	障害当事者・一般市民 アンケート調査 障害者関係団体・事業 所アンケート調査及び ヒアリング調査	第5次大東市障害者長期計画策定に向けた取組の一環として、計画策定のための基礎資料を得るため、障害当事者、一般市民、障害者団体及び事業所に対してアンケート調査を実施。障害者団体及び事業所には希望によりヒアリング調査も実施。 当事者：配布；1,500件、回収；624件（41.6%） 一般市民：配布；1,500件、回収；463件（30.9%） 団体：配布；6件、回収；4件 事業所：配布；105件、回収；48件（45.7%）
9月	関係課進捗状況調査	第4次大東市障害者長期計画について、事業実施状況と課題、達成度の評価等を把握するため、関係課にシート調査を実施。
10月22日	第2回 第5次大東市障害者長期計画作成市民会議	1 議事 (1)第1回作成市民会議以降の経過報告について (2)アンケート調査及びヒアリング調査の結果について (3)第5次大東市障害者長期計画骨子案について (4)今後のスケジュールについて
11月4日	第2回 第5次大東市障害者長期計画策定委員会	1 議事 (1)第1回策定委員会以降の経過報告について (2)アンケート調査及びヒアリング調査の結果について (3)第5次大東市障害者長期計画骨子案について (4)今後のスケジュールについて
11月12日	第3回 第5次大東市障害者長期計画作成市民会議	1 議事 (1)第5次大東市障害者長期計画素案について (2)今後のスケジュールについて



年月日	事 項	内 容
12月11日～ 12月26日	パブリックコメントの 実施	①市報、ホームページに掲載 ②障害福祉課及び情報コーナー等に配架
令和8年 1月7日	第4回 第5次大東市障害者長 期計画作成市民会議	1 議事 (1)パブリックコメントの結果について (2)第5次大東市障害者長期計画素案について
1月13日	第3回 第5次大東市障害者長 期計画策定委員会	1 議事 (1)パブリックコメントの結果について (2)第5次大東市障害者長期計画案について



大東市障害者長期計画作成市民会議規則

平成26年7月16日

規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、大東市附属機関条例（平成24年条例第29号）第3条の規定に基づき、大東市障害者長期計画作成市民会議（以下「市民会議」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 市民会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体関係者
- (3) 障害児団体関係者
- (4) 障害者施設関係者
- (5) 地域自立支援関係者
- (6) 相談支援事業者
- (7) 就労支援関係者
- (8) 保健関係者
- (9) 地域福祉関係者
- (10) 障害当事者
- (11) 公募市民
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、大東市障害者長期計画を策定した日までとする。

3 市民会議に会長を置き、委員の互選により定める。

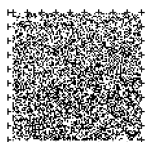
4 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

5 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 会長は、必要に応じ、市民会議に部会を設置することができる。

(会議)

第3条 市民会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。



- 2 市民会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 市民会議の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第4条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し市民会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第6条 市民会議の庶務は、福祉・子ども部障害福祉課において行う。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、市民会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

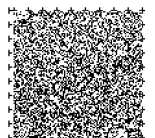
附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

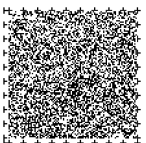
（経過措置）

- 2 この規則の施行の日以後最初に招集される市民会議の招集及び会長が選任されるまでの間の市民会議の主宰は、市長が行う。



第5次大東市障害者長期計画作成市民会議委員名簿

	委員名	所 属	区分
1	小寺 鐵也	学校法人綜藝種智院 種智院大学	学識経験者
2	山田 太一	大東市視覚障害者福祉協会	障害者団体関係者
3	松好 直樹	大東市身体障害者福祉会	障害者団体関係者
4	池宮城 弘	大東市聴力障害者協会	障害者団体関係者
5	菅 ななせ	大東市立子ども発達支援センター保護者会	障害児団体関係者
6	野口 良一	大東市障害者自立ネットワーク	障害者施設関係者
7	園部 勝彦	大東市障害者自立ネットワーク	障害者施設関係者
8	西村 哲幸	大東市コミュニティソーシャルワーカー協議会	地域自立支援関係者
9	松井 昭憲	大東市基幹相談支援センター	相談支援事業者
10	北口 信二	北河内東障害者就業・生活支援センター	就労支援関係者
11	森光 泰夫	大阪府四條畷保健所	保健関係者
12	西林 徹	社会福祉法人 大東市社会福祉協議会	地域福祉関係者
13	中村 慎一郎	大東市総合支援協議会 当事者の会	障害当事者
14	勝本 彰		公募市民
15	石橋 英樹		公募市民



大東市障害者長期計画策定委員会設置要綱

平成27年6月5日

要綱第57号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）の規定に基づく大東市障害者長期計画（以下「計画」という。）を策定するため、大東市障害者長期計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を考慮しつつ、計画の策定に関する事務を所掌する。

- (1) 総合的かつ効果的な施策の推進に関すること。
- (2) 利用者本位の支援の推進に関すること。
- (3) 障害の特性を踏まえた施策の推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、障害者福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、福祉・子ども部長及び別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員会に会長を置き、福祉・子ども部長をもって充てる。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

5 会長は、必要に応じ、委員会に部会を設置することができる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 議長は、必要があると認めるときは、関係者に対し委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、福祉・子ども部障害福祉課において行う。

(委任)

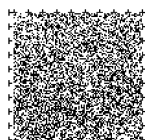
第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年要綱第13号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。



附 則（平成31年要綱第16号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年要綱第62号）

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則（令和3年要綱第39号）抄

（施行期日）

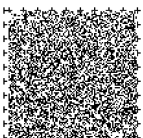
1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年要綱第35号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

危機管理室	危機管理室課長
政策推進部	戦略企画課長
市民生活部	人権室課長
福祉・子ども部	福祉政策課長 障害福祉課長 こども家庭室課長
保健医療部	高齢介護室課長 地域保健課長
都市経営部	都市政策課長
産業・文化部	産業経済室課長
教育委員会事務局学校教育政策部	指導・人権教育課長



2. 用語の説明

【あ行】

■移動支援

外出時においてひとりで外出できないなど支援が必要な方を対象に移動にかかわる支援を行います。また移動支援を行うヘルパーのことをガイドヘルパーといいます。

■医療的ケア

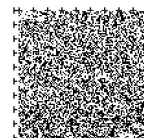
高齢者や重度障害のある人が受ける介護の中で医療的な介護行為を医療的ケアといいます。具体的な医療的ケアとは、たん吸引（口腔、気管等）、経管栄養（鼻の管からの栄養注入）、胃ろう（お腹から胃に小さな穴を形成し栄養注入）等が該当します。上記の他にいまだ容認されていない医療的行為に摘便、浣腸等もあげられます。

医療的ケアは、医師又は看護師にしか認められない行為の一部を平成23(2011)年から「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、介護福祉士等によるたんの吸引等の実施が認められるようになりました。

令和3（2021）年には、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加し、その実態が多様化していることに対応するために「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定され、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、医療的ケア児とその家族に対する支援が切れ目なく行われなければならないことなどが基本理念に定められています。

■インクルーシブ社会

障害のある人が、他の者と平等な選択の自由と、地域社会で生活する平等な権利を持ち、障害の有無によって分け隔てられることなく共生する、多様性を包摂（ほうせつ）した社会のことです。



■大阪府福祉のまちづくり条例

高齢者や障害のある人等が、自らの意思で自由に移動することができ、その個性と能力を発揮して社会に参加することができる福祉のまちづくりを進めること、とりわけ、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフト両面から継続して整備し、改善することが重要であるという考えのもと、福祉のまちづくりに関し、大阪府、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、府の基本方針を定めてこれに基づく施策を推進し、及び都市施設を安全かつ容易に利用することができるよう整備し、「自立支援型福祉社会」の実現に資することを目的とする条例です。

【か行】

■基幹相談支援センター

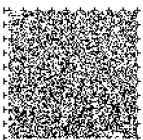
地域の相談支援の拠点として総合的・専門的な相談支援業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の相談支援体制強化の取組等を行うセンターのこと。地域の実情に応じて、総合相談・専門相談、権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着、地域の相談支援体制の強化の取組などを行います。市区町村又はその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができます。

■共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴や排泄、食事や日常生活上の援助を行うサービスです。

■強度行動障害

自傷、他傷、こだわり、睡眠の乱れ、異食、多動、ものを壊すといった本人や周囲に影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態をいいます。

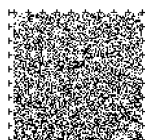


■国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律
(障害者優先調達推進法)

この法律は、障害者就労施設、在宅就業障害者等及び在宅就業支援団体の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害のある人、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的として、平成25（2013）年に施行されました。国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるにあたって法定雇用率を満たしていること、又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等、障害のある人の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとされ、地方公共団体及び地方独立行政法人は、国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとされています。

■ケアマネジメント

利用者の必要とするケアを調整する機能を果たす援助で、利用者が社会生活を行う上での様々なニーズに対応して、適切な社会資源と結び付けることをいいます。社会資源は、家族、親戚、友人、知人、近隣、ボランティア等のインフォーマルな資源と、地域の団体・組織、法人組織、行政、企業等のフォーマルな資源、そして利用者自身のもつ内的資源があるとされます。ケアマネジメントの援助は、①入口 ②アセスメント（心身の状態や問題状況等の把握・理解） ③ケース目標の設定とケアプランの作成 ④ケアプランの実施 ⑤モニタリング（ケアプランにそって提供されるサービスが利用者のニーズにうまく対応できているかどうか確認し、チェックすること） ⑥再アセスメント ⑦終結といった過程で行っています。



■計画相談支援

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害のある人と、障害福祉サービスを利用するすべての障害のある児童を対象に、支給決定又は支給決定の変更前に、最も適切なサービスの組み合わせ等を検討しサービス等利用計画案を作成します。支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、計画の見直しを行います。

■権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害のある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズを獲得することをいいます。

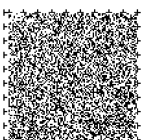
■高次脳機能障害

脳の機能の中で、生命維持に関わる基礎的な生理学的機能（血液の流れの速度、呼吸や体温の調整、覚醒リズム、運動調整等）に対し、注意・感情・記憶・行動等の認知機能を高次脳機能と呼びます。交通事故や頭部のけが、脳卒中等で脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶等の機能に障害が起きた状態をいいます。注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなる等の精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障を来すようになります。また、外見上ではわかりにくいいため、周囲の理解が得られにくいといわれています。

高次脳機能障害への理解を促進し、高次脳機能障害のある人の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を切れ目なく受けられるようにするための「高次脳機能障害者支援法」が令和7（2025）年12月に成立しました。

■合理的配慮

障害は社会的障壁による生活上の制限であるとする、社会モデルの考え方に基づき、障害のある人を取り巻く社会的障壁を取り除くために行う環境整備等のことです。



■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

高齢者、障害のある人等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、一定規模以上の建築物に建築物移動等円滑化基準への適合義務やバリアフリー情報提供の努力義務等を定めた法律です。

■コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域における高齢者、障害のある人、ひとり親家庭などの援護又は支援を要するあらゆる人又はその家族、親族等への支援を通じて、地域の要援護者等の福祉の向上及び自立生活の支援のための基盤づくりを行い、地域福祉の計画的な推進を図る相談員です。

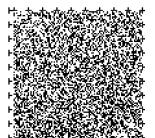
【さ行】

■社会福祉協議会

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体です。市区町村を単位とする市区町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会があります。社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、様々な福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいます。

■障害基礎年金

国民年金から支給される公的年金の一つ。国民年金の加入中に初診日のある病気やけがで、障害認定日において一定の障害状態にあった場合に支給されます。障害の程度により、1級と2級に分かれており、障害基礎年金を受けるためには、一定の保険料納付要件を満たしている必要があります。なお、初診日が20歳未満である障害については、20歳になった日から支給されます。



■障害支援区分

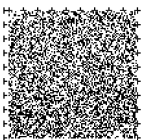
市町村が障害福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分のことです。

■障害者基本法

障害者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障害を身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義しています。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備等、障害のある人に関わる施策の基本となる事項を定め、障害のある人の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」をめざすことを目的としています。

■障害者虐待

障害のある人に対して、家族を含む他者から行われる人権侵害の行為。虐待行為を防止することが、障害のある人の自立や社会参加にとって極めて重要であることから、平成23（2011）年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定されました。この法律で定義されている虐待として、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④保護の放置（ネグレクト）、⑤経済的虐待があります。



■障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (障害者虐待防止法)

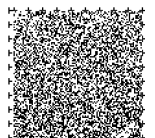
この法律は、「障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資すること」を目的として、平成24（2012）年10月1日に施行されました。そして国や地方公共団体、障害のある人の福祉施設従事者、使用者等に障害のある人への虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した者に対する通報義務を課す等を定めています。

■障害者雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」に基づいて、事業主に義務づけられている、全従業員数における障害のある人の雇用割合のことで「法定雇用率」ともいいます。令和8（2026）年3月現在の法定雇用率は、民間企業では2.5%、国・地方公共団体では2.8%、都道府県等の教育委員会では2.7%で、令和8（2026）年7月以降は、それぞれ2.7%、3.0%、2.9%と定められています。

■障害者就業・生活支援センター

障害のある人の就業面と生活面における一体的な支援を行う施設で、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行います。



■障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

この条約は、障害のある人の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約であり、平成18（2006）年12月の第61回国連総会において正式に採択されました。わが国は平成19（2007）年9月に署名し、平成26（2014）年1月20日に批准し、同年2月19日に効力を発生しました。

■障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）

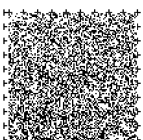
障害のある人が職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じることで、障害のある人の職業安定を図ることを目的とした法律です。職業リハビリテーションの推進、障害のある人に対する差別の禁止等、対象となる障害のある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等を規定しています。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

障害者自立支援法に代わる新たな法律として、「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること」を目的として、平成25（2013）年4月1日に施行されました。

■障害の社会モデル

障害のある人が日常生活又は社会生活で受ける様々な制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁（社会的障壁）と相対することによって生じるものという考え方。社会的障壁には、施設、設備のような物理的なものだけでなく、制度、慣行や偏見などの観念も含まれます。



■障害福祉計画

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために策定される行動計画。国は基盤整備に関する基本指針を策定し、指針に即して、市区町村は市区町村障害福祉計画を、都道府県は都道府県障害福祉計画を策定することが義務付けられています。

■障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

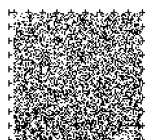
障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につながることを目的として、平成28（2016）年4月1日に施行されました。国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「不当な差別的扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

■小地域ネットワーク活動

校区（地区）を単位に、高齢者や障害のある方、子育て中の保護者などで支援を必要とする人を対象に進められている高齢者ふれあいサロンや子育てサロンなど、地域住民による助け合いや支え合いの活動のことをいいます。

■身体障害

身体機能に何らかの障害があり、日常生活に制約がある状態をいいます。身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚・平衡機能障害、③音声・言語・そしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤内部機能の障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害）の5つに分類されています。



■身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に本人（15歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付されるものです。手帳の等級には、障害の程度により1級から6級があります。

■生活の質

一般的な考えは、生活者の満足感・安定感・幸福感を規定している諸要因の質のことで、諸要因の一方に生活者自身の意識構造、もう一方に生活の場の諸環境があると考えられます。この両方のバランスや調和のある状態を質的に高めて充足した生活を求めようということです。社会福祉及び介護従事者の「生活の場」での援助も、生活を整えることで暮らしの質をよりよいものにするという生活の質の視点をもつことによって、よりよい援助を求めることができます。QOLとも呼ばれます。

■精神障害

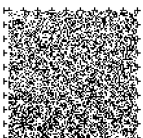
統合失調症、気分障害（うつ病など）等の様々な精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいいます。

■精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付されるものです。手帳の有効期間は2年で、障害の程度により1級から3級があります。

■成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金等の財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだりすることが難しい場合があります。また、自分には不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまうなどのおそれがあります。成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が本人の利益を考えながら、本人に代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって本人を保護・支援するのが成年後見制度です。



■相談支援

障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう身近な市町村を中心として相談支援事業を実施します。その内容としては、基本相談支援、地域相談支援（「地域移行支援・地域定着支援」）及び計画相談支援（「サービス利用支援、継続サービス利用支援」）があります。

■相談支援専門員

障害のある人等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する人をいいます。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となり、相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要があります。

【た行】

■第三者評価

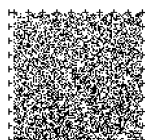
介護保険サービスや障害福祉サービス等の利用者が、質の高いサービスを選択できるように、事業者が提供するサービスの質を当事者である事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価することをいいます。

■大東市グループホーム等開設等補助金交付事業

障害のある人が住み慣れた地域での生活の継続又は地域生活への円滑な移行を推進するため、対象となる事業者に対し、グループホームの開設や改修又は短期入所の開設を行う際に、補助金を交付しています。令和5（2023）年度より、補助対象法人を拡大するとともに、重度障害のある人の受け入れに対応するための、スプリンクラーの設置工事も対象としています。

■地域移行支援

障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障害のある人、精神科病院に入院している精神障害のある人を対象に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。



■地域就労支援センター

働く意欲がありながら、年齢、障害、ひとり親等の理由により就労が実現できずにいる方を対象に、就職に向けた相談や各種能力開発セミナー等の情報提供を行うとともに、ハローワークなどにつながります。相談は、地域就労支援コーディネーターが面接等の方法により、相談者と共に考え、一人ひとりに応じた助言・提案、各就労支援施設の紹介、求人情報の提供を行い、雇用就労に向けて支援します。大東市では3カ所に設置されています。

■地域定着支援

居宅において単身その他の厚生労働省令で定める状況において生活する障害のある人を対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に、相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

■地域福祉計画

地域の福祉施策について、各自治体における方針や整備すべき社会福祉サービスなどについて目標が明記された計画で、社会福祉法において地域福祉の推進が求められ、策定が努力義務となっています。

■地域リハビリテーション

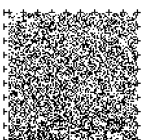
障害のある人や高齢者が住み慣れた所で、そこに住む人々と共に、生涯安全にいきいきとした生活が送れるように、医療や保健・福祉及び生活に関わるあらゆる人々のリハビリテーションの立場に立った活動のことをいいます。

■知的障害

知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいいます。

■特別支援学級

学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができることとされている学級で、心身に障害のある児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とします。児童・生徒は障害に応じた教科指導や障害に起因する困難の改善・克服のための指導を受けます。



【な行】

■難病

治療が困難で、慢性的経過をたどり、本人・家族の経済的・身体的・精神的負担が大きい疾患のことをいいます。難病であるか否かは、その時代の医療水準や社会事情によって変化し、厚生労働省による指定難病（令和7（2025）年4月1日現在）は、348疾病となっています。

■日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行います。

■ノーマライゼーション

直訳すると「普通なものにすること」という意味で、障害のある人や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように普通の生活を送ることができる社会こそ普通の社会であるという考え方です。

【は行】

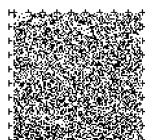
■発達障害

「発達障害者支援法」では、「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものと定義されています。

アスペルガー症候群・高機能自閉症は、知的に遅れはないが自閉症と共通する症状が認められ、自分の興味のあることだけを一方的に話すなど、コミュニケーションの課題が見られます。注意欠陥多動性障害は不注意と多動（衝動）性の症状が主で、学習障害は読む、話す、書く、聞く、計算する等を正確にできにくいなど、学習能力に課題がある障害です。

■パブリックコメント

市の基本的な施策に関する計画などを策定するにあたって、事前に内容を公表して市民から意見を募集し、それらを踏まえて決定するとともに、提出された意見とその意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きをいいます。



■バリアフリー

公共の建物や道路、個人の住宅等において、障害のある人や高齢者をはじめだれもが安心して利用できるように配慮した生活空間のあり方のこと。具体的には車いすでも通ることができるように道路や廊下の幅を広げたり、段差を解消したり、手すりを設置したりすることをいいます。また、物理的な障壁だけでなく、社会参加への障壁の排除等心理的、制度的な意味でも用いられます。

■放課後等デイサービス

学校の授業終了後や学校の休校日に、施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

【や行】

■ユニバーサルデザイン

性別や年齢、障害の有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していこうという考え方です。また、施設や設備に限らず、だれもが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもあります。

【ら行】

■ライフステージ

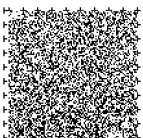
人生の段階区分のこと。幼少年期、青年期、壮年期、高齢期をいいます。また、母子保健では思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期ともいい、各期の区分は様々です。

■理学療法

身体に障害のある方に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせます。電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることも含まれます。

■療育手帳

知的障害があると判定された方に対して交付されるものです。障害程度の区分は自治体によって異なり、大阪府ではA（重度）・B1（中度）・B2（軽度）の3段階となっています。

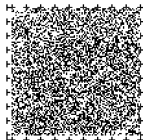
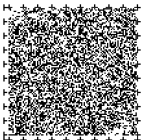


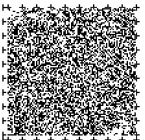
第5次大東市障害者長期計画

～障害の有無にかかわらず、だれもが自らの選択に基づき、
互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らす社会をめざして～

令和8（2026）年3月

編集・発行 大東市 福祉・子ども部 障害福祉課
〒574-8555
大阪府大東市谷川1丁目1番1号
TEL：072-872-2181（代）
FAX：072-873-3838





印刷物番号

7-101